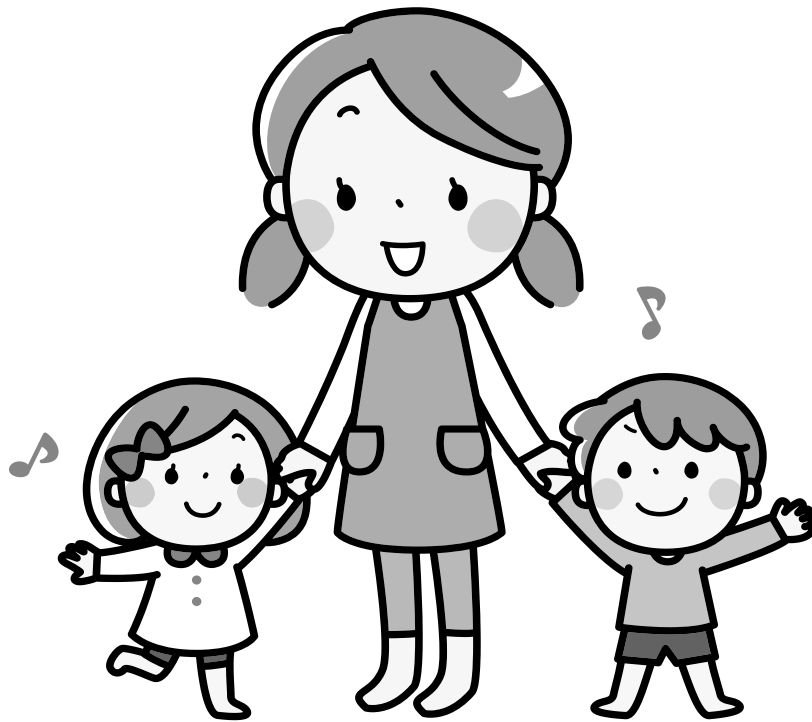


# 保育園等のご案内



# 1 保育の必要性の認定について

## ◆ 子どものための教育・保育給付認定

「幼稚園（新制度に移行した施設のみ）」、「保育園」、「認定こども園」、「地域型保育」を利用するためには、保護者の居住する市区町村に申請を行い、「認定」を受ける必要があります。申請を受け付けた市区町村は、3つの区分による「認定」を行い、区分に応じて利用可能な施設が決まります。

認定区分	年齢	必要性	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	教育を希望(1日当たり4時間程度)	幼稚園(新制度移行) 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当し、 保育施設で保育を希望	保育園 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	「保育の必要な事由」に該当し、 保育施設で保育を希望	保育園・認定こども園 地域型保育

※ 保育園と幼稚園など、保育と教育を併願する場合には、2号認定として申請してください。

※ 年齢によって認定区分が異なるため、3号認定は満3歳の誕生日の前々日が認定の期限となります。なお、満3歳になることによる認定の切り替えの手続きは必要ありません。

## ◆ 保育の必要な事由（2号または3号）

「保育園」「認定こども園（保育利用）」「地域型保育」（以下「保育園等」という。）を利用するためには、保護者が「保育の必要な事由」として下記のいずれかに該当することが必要です。

保育の必要性の認定は、保育園等の申込みに必要ですが、入所を保証するものではありません。

事由	内 容	必要量 <sup>※1</sup>	期 間
労働	常時 <sup>※2</sup> 仕事をしている場合	標準・短	事由に該当する間
妊娠・出産	母親が妊娠中または出産直後で、子どもを保育できない場合	標準	出産月および産前2か月、産後2か月の合計5か月間
疾病・障害	病気、負傷または心身に障害があるため子どもの保育ができない場合	標準	事由に該当する間
介護・看護	病気、負傷または心身に障害のある親族などがいるため、常時 <sup>※2</sup> その人の介護または看護をしなければならない場合	標準・短	事由に該当する間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたって いる場合	標準	事由に該当する間
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	短	入所日から起算して90日を経過する日の属する月の末日まで
就学・訓練	常時 <sup>※2</sup> 就学もしくは職業訓練を受けている場合	標準・短	事由に該当する間
支援家庭	子どもへの虐待や配偶者からのDVのおそれがある場合	標準	事由に該当する間
育児休業	育児休業の取得時に既に保育園等を利用しており、 継続利用が必要である場合	短	59ページ参照
その他	市長が認める他の事由に類する状態にあるため、 子どもの保育ができない場合	標準・短	事由に該当する間

※1 「必要量」については、右ページ（37ページ）をご参照ください。

※2 「常時」とは、保育の必要な事由に要する時間が、月64時間以上あることをいいます。

## 2 保育必要量の認定について

保育の必要性の認定と併せて、保育の必要量を標準時間または短時間に認定します。

区分	労働等時間の基準	労働等時間	保育利用可能な時間
保育標準時間	主にフルタイム労働等	月 120 時間以上	1 日当たり 11 時間程度の利用 (月最大 292 時間)
保育短時間	主にパートタイム労働等	月 120 時間未満	1 日当たり 8 時間程度の利用 (月最大 212 時間)

※1 保育標準時間と保育短時間は利用時間のほか、利用者負担額が異なります。(63ページ参照)

※2 労働等時間が月 120 時間に満たない場合でも、下記の例のように保育短時間の保育時間外(「3 保育時間について」参照)の労働等を常態としており、延長保育料が発生する時間帯での利用が必要であると判断できる場合には、保育標準時間を希望することも可能です。

ただし、保育園等を利用できるのは、保育の必要な事由に該当する時間に限ります。

【例】① 週5日 14:00 ~ 18:00 の4時間勤務をしている場合(月 80 時間相当)

② 週4日 8:00 ~ 15:00 の7時間勤務をしている場合(月 112 時間相当)

### 利用者負担額と延長保育料の試算

- ・①の例で、2歳児クラスの第1子が保育園等に通所している

- ・利用者負担額の階層が、C11 階層である

標準時間：利用者負担額 38,300 円のみ

短時間：利用者負担額 37,600 円 + 16:30 以降の延長保育料 2,000 円(月額)

上記の延長保育料額は一例です。実際の延長保育料は施設によって異なりますので、「延長保育料・特別延長保育料一覧」(67~69ページ)をご確認ください。

※3 求職活動、育児休業の認定の場合、保育の必要量は原則として「短時間」になります。

※4 保育の必要な事由や必要量の変更がある場合は、変更月の前月末までにお手続きください。

## 3 保育時間について

### ◆ 保育時間

保育園等は、保育の必要な事由(36ページ参照)に該当し、教育・保育給付認定を受けた方が利用できる施設です。保育必要量の認定により、利用できる時間が異なります。

保育必要量	保育時間 ※一部の施設において異なる場合があります。
保育標準時間	7:00 ~ 18:00 の間で <u>保育が必要な時間</u>
保育短時間	8:30 ~ 16:30 の間で <u>保育が必要な時間</u>

※1 上記の保育時間外に保育園等を利用(延長保育)する場合、延長保育料が発生する施設があります。詳細は、「延長保育料・特別延長保育料一覧」(67~69ページ)をご確認ください。

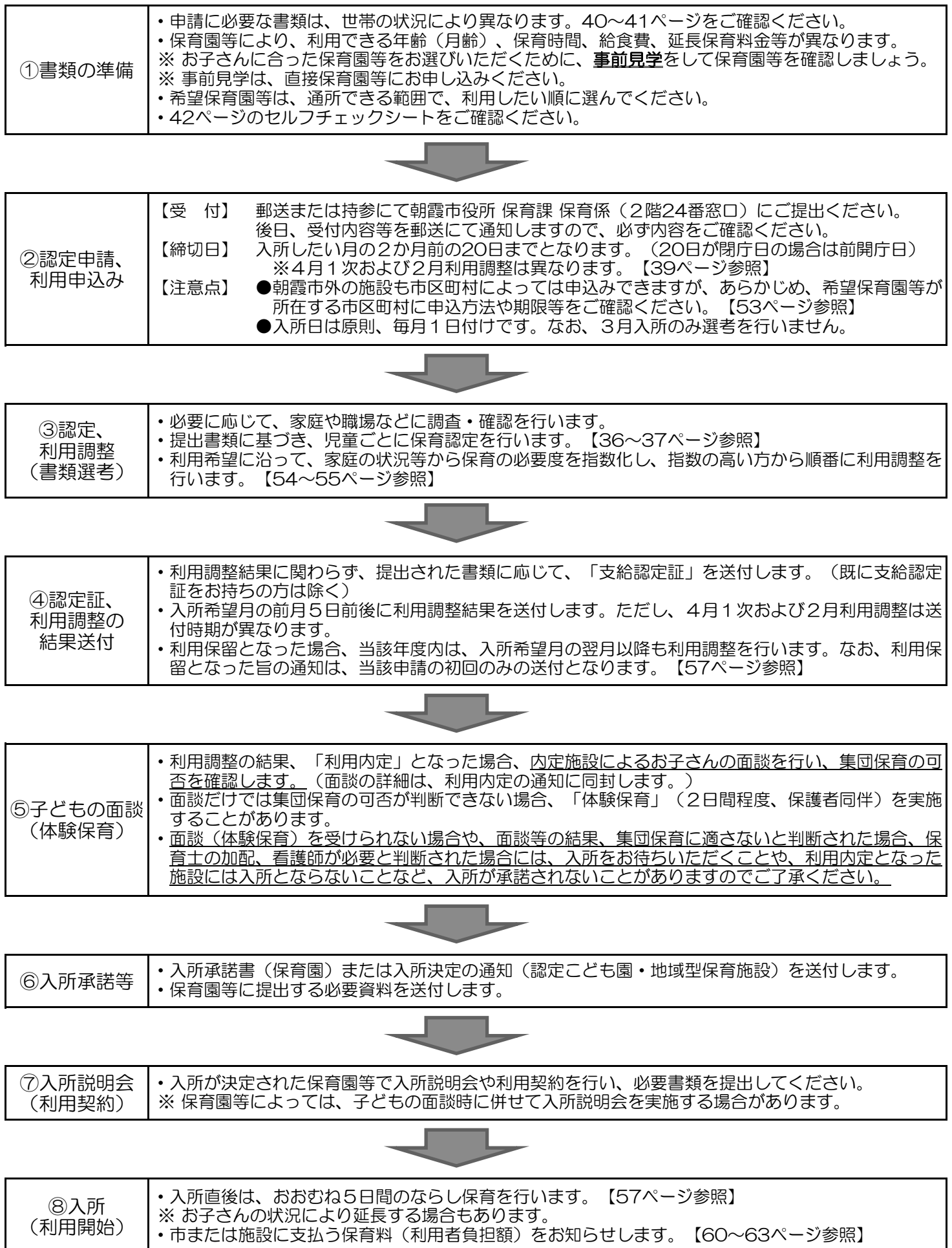
※2 上記の保育時間一杯の利用を保障するものではありません。実際の利用時間は、通勤時間や労働時間等、保育の必要な事由に応じて保育園等が決定することになります。なお、保育の必要な事由に該当しない日(仕事がお休み等)につきましては、原則、ご家庭での保育になります。

※3 通勤時間や労働時間等により、さらに保育が必要となる場合、上記時間以外でも保育園等の開所時間内であれば利用が可能ですので、各保育園等にご相談ください。

### ◆ 開所時間

各保育園等の開所時間・曜日については、「市内保育園等一覧」(168~171ページ)をご覧ください。なお、一部の施設においては、土曜日の保育を行っていません。

## 4 保育園等にかかる申請から入所までの流れ



## 5 令和3年度教育・保育給付認定および利用調整申請受付期間

入所月	受付期間	入所月	受付期間	
4月	1次	10月15日(木)～11月6日(金)	9月	6月21日(月)～7月20日(火)
	2次	11月9日(月)～2月19日(金)	10月	7月21日(水)～8月20日(金)
5月	2月22日(月)～3月19日(金)	11月	8月23日(月)～9月17日(金)	
6月	3月22日(月)～4月20日(火)	12月	9月21日(火)～10月20日(水)	
7月	4月21日(水)～5月20日(木)	1月・2月	10月21日(木)～11月19日(金)	
8月	5月21日(金)～6月18日(金)	3月*	11月22日(月)～1月20日(木)	

※ 3月入所は利用内定という結果はありません。(選考がないため、翌年度申請の保留点は対象外)  
 ※ 郵送での申請は、消印有効として受け付けます。(海外からの送付は、事前にご相談ください)

### 【令和3年度クラス編成】

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	0歳児早見表参照	3歳児	H29. 4. 2～H30. 4. 1
1歳児	H31. 4. 2～R 2. 4. 1	4歳児	H28. 4. 2～H29. 4. 1
2歳児	H30. 4. 2～H31. 4. 1	5歳児	H27. 4. 2～H28. 4. 1

### 【0歳児入所可能月齢早見表】

入所月	2か月以上	8か月以上
R3. 4	R3. 2. 1以前生まれ	R2. 8. 1以前生まれ
R3. 5	R3. 3. 1以前生まれ	R2. 9. 1以前生まれ
R3. 6	R3. 4. 1以前生まれ	R2. 10. 1以前生まれ
R3. 7	R3. 5. 1以前生まれ	R2. 11. 1以前生まれ
R3. 8	R3. 6. 1以前生まれ	R2. 12. 1以前生まれ
R3. 9	R3. 7. 1以前生まれ	R3. 1. 1以前生まれ
R3. 10	R3. 8. 1以前生まれ	R3. 2. 1以前生まれ
R3. 11	R3. 9. 1以前生まれ	R3. 3. 1以前生まれ
R3. 12	R3. 10. 1以前生まれ	R3. 4. 1以前生まれ
R4. 1	R3. 11. 1以前生まれ	R3. 5. 1以前生まれ
R4. 2	R3. 12. 1以前生まれ	R3. 6. 1以前生まれ
受入可能施設	民設民営保育園・認定こども園 地域型保育	公設公営保育園 公設民営保育園

※1 保育園でも、2歳児クラスまでの実施園や、0歳児クラスの保育を実施していない園があります。

※2 「以前」とは、その日を含みます。

(例) R3. 2. 1以前生まれ ⇒ R3. 2. 1生まれも含む

※3 公設公営保育園 … 市が設置し、市が運営している。(122～124ページ)

公設民営保育園 … 市が設置し、民間団体に運営を委託している。(120～121ページ)

民設民営保育園 … 民間団体が設置し、運営している。(88～119ページ)

地域型保育 … 民間団体が設置し、運営している。(126～149ページ)

認定こども園 … 民間団体が設置し、運営している。(32～33ページ)

## 6 申請に必要な書類

申請書類のダウンロードはこちら（朝霞市保育課HP）→



- ◆ 下記の必要書類を参考に、申請期間を確認のうえ、保育課保育係へ提出してください。（郵送可）  
なお、申請書類につきましては、朝霞市ホームページからダウンロードすることもできます。
  - ①教育・保育給付認定申請および利用調整申請書類は児童1人につき、1部ずつ提出してください。
  - ②保育の必要な事由の証明書については、父母および同一世帯の祖父母（70歳未満※）が対象となります。
  - ③個人番号（マイナンバー）・課税資料については、父母および同一世帯・生計の祖父母が対象となります。
  - ④その他必要に応じて、保育園等入所に関して必要な書類を求める場合があります。
- ※ 祖父母の年齢は、入所希望年度の4月1日時点の年齢により判断します。

### <教育・保育給付認定申請に関する必要書類確認表>

対象者	必要書類
教育・保育給付認定を受けていない方 （有効期限切れ含む）	教育・保育給付認定 申請書（様式第1号）

### <保育園等利用（調整）申請に関する必要書類確認表>

種類	対象者	必要書類
申請書	全 員	保育所等利用（調整）申請書（様式第1号）（希望施設記入用紙含む）
		入所に関する確認票（様式第2号）
保育の必要な事由の証明書 ※1	労働（内定）をしている方	勤務内容証明書（様式第3号）
	自営業の方	勤務内容証明書（様式第3号） および 自営であることが分かる書類（直近年度の確定申告書、開業届の写し等）
	病気や障害がある方	診断書（様式第4号） または 障害者手帳等の写し
	介護・看護をしている方	被介護者の診断書 ※2 または 障害者手帳、介護認定証等の写し および 介護・看護状況申告書（様式第5号）
	求職中（起業準備を含む）の方	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書（様式第6号）
	出産予定の方	母子健康手帳の写し等（出産予定日と母の氏名が確認できる書類）
	就学（内定）している方	在学証明書（合格通知） および 時間割等の写し
その他	全 員	個人番号確認資料 および 身元確認資料 ※3（41ページ参照）（窓口では提示のみ、郵送の場合は写しを提出）
	申請時点で他市区町村に住民登録がある方	令和2年度住民税（非）課税証明書 ※4
	生活保護を受給している方	生活保護受給証の写し
	離婚を前提に別居中の方	離婚調停（裁判）を証明する書類
	朝霞市に転入予定の方	土地・建物売買（賃貸借）契約書等の写し ※5 および 転入誓約書（様式第7号）
	お子さんを認可外保育施設や有償で別世帯の親族・知人等に預けている方	保育室等在園証明書（様式第8号）（朝霞市指定家庭保育室月極利用者は提出不要）
	非自発的退職により求職中の方	雇用保険受給資格者証の写し
	保育士資格を持ち、朝霞市内の保育園等で保育従事者として労働（内定）している方	保育士証 または 保育士試験合格通知書等の写し
	上記に該当し、入所日から1年の間、継続して勤務することを誓約できる場合	保育士継続勤務誓約書（様式第3号の2）
	幼稚園教諭免許を持ち、朝霞市内の幼稚園で幼稚園教諭として労働（内定）している方	幼稚園教諭免許状 または 幼稚園教員資格認定試験合格通知書等の写し
	放課後児童支援員資格を持ち、朝霞市内の放課後児童クラブで放課後児童支援員として労働（内定）している方	放課後児童支援員認定資格証 または 放課後児童支援員研修修了証等の写し
	保護者または同一世帯の親族が入院している方（出産・検査・短期除く）	現在、入院中であることを確認できる書類（おおむね1か月以上入院の状態が続いていること）
	申請児童、保護者または同一世帯の親族が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
DV等で住民票記載住所と異なる住所を居所としている方	居所情報登録届出書（様式第8号の2）	

【左ページの注意事項】

- ※1 保育の必要な事由の証明書の有効期限は、証明日からおおむね3か月とします。
- ※2 被介護者の診断書の様式は問いません。
- ※3 令和2年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で令和2年度の課税がされていない場合は、併せて令和元年（平成31年）中の収入が確認できる書類（給与明細等）を提出していただく必要があります。（※4参照）
- ※4 平成31年1月1日から12月31日までの収入に対し翌年の令和2年度に課税された内容をい、原則として令和2年1月1日時点の住民登録地で発行されます。  
なお、令和2年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で課税がされていない場合は、平成31年（令和元年）中の収入が確認できる書類（給与明細等）で代替できます。  
収入がなかった場合には、その旨を記載した申立書（様式不定）を提出してください。
- ※5 契約者、転入先の住所および引渡日が記載されている書類の写しが必要となります。また、保護者のいずれかや親族が居住している物件に転入する場合、居住者がその旨を記載した申立書（様式不定）を提出してください。

個人番号（マイナンバー）の記載および資料の提示・提出について

マイナンバー制度（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）の実施により、下記の保育園等の利用申請関係書類に、父母および同一世帯・生計の祖父母の個人番号を記載していただく必要があります。

- ①「教育・保育給付認定 申請書（様式第1号）」
- ②「教育・保育給付認定 変更申請書（様式第8号）」
- ③「教育・保育給付認定 申請内容変更届出書（様式第11号）」

また、法令の規定により、他人のなりすまし等を防止するため、本人確認が必要となります。窓口で申請される方は、本人確認書類等の提示をお願いします。また、郵送で申請される方は、本人確認書類等の写しの提出をお願いします。

必要書類は以下のとおりです。

【提出対象者：父母および同一世帯・生計の祖父母】

個人番号確認資料	身元確認資料
個人番号カード	なし
個人番号通知カード	・顔写真付き身分証明書（以下のうち1点） 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード 等
個人番号が記載された 住民票の写し	・身分証明書（以下のうち2点） 公的医療保険の被保険者証、国民年金手帳、 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

※ 個人番号を用いて、利用調整に必要な税情報を取得していますが、個人番号確認資料等の提出が難しい場合には、個人番号の記入および資料の提示・提出がなくても、申請の受付は可能です。  
ただし、朝霞市で令和2年度住民税を課せられていない方は、代替の書類として令和2年度住民税（非課税証明書）をご提出いただかないと、利用調整上不利に働くことがありますので、ご注意ください。  
（54 ページ参照）

※ 令和2年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で令和2年度の課税がされていない方は、個人番号を用いて税情報を取得することができないため、平成31年（令和元年）中の収入が確認できる資料（給与明細等）を提出していただく必要があります。また、収入がなかった場合には、その旨を記載した申立書（様式不定）を提出してください。提出資料を基に、税額を課税担当課に確認のうえ推算します。

## 保育所等利用調整申請セルフチェックシート

このセルフチェックシートを利用して提出書類・記載内容の確認をしていただき、申請時に書類の提出漏れや記載漏れ等のないようご注意ください。

1	教育・保育給付認定申請書	<input type="checkbox"/>
表	教育・保育給付認定を受けていない方（最初の申請の方）、有効期限切れの方が必要となります。 (1) 兄弟姉妹同時申請の場合、申請書は人数分ありますか。	<input type="checkbox"/> はい
	(2) 「認定希望日」は入所希望日（各月1日）を記入してありますか。 例：4月1日の入所利用調整申請→4月1日	<input type="checkbox"/> はい
	(3) 「世帯の状況」に記入がありますか。	<input type="checkbox"/> はい
	(4) 表面の「保育の希望の有無」が「有」の場合、「保育の利用を必要とする理由等」に記入がありますか。	<input type="checkbox"/> はい
裏		
2	保育所等利用（調整）申請書（希望施設記入用紙含む）	<input type="checkbox"/>
表	(1) 兄弟姉妹同時申請の場合、申請書は人数分ありますか。	<input type="checkbox"/> はい
	(2) 太枠内の必要事項に記入がありますか。	<input type="checkbox"/> はい
	(3) 世帯構成の記入欄について、申請児童を除いた世帯員全員の記入がありますか。	<input type="checkbox"/> はい
	(4) 希望施設記入用紙に入所希望順の数字が記入してありますか。	<input type="checkbox"/> はい
	(5) クラスや月齢による受入制限を除き、毎日の通所が可能であれば、希望する施設数に制限はありません。希望施設について、32、33ページの認定こども園の紹介、87ページ以降の保育園等の紹介をご覧になりましたか。（決める前に施設を見学しましょう）	<input type="checkbox"/> はい
裏		
3	入所に関する確認票	<input type="checkbox"/>
表	(1) 兄弟姉妹同時申請の場合、申請書は人数分ありますか。	<input type="checkbox"/> はい
	(2) 「同意事項」欄に記入がありますか。	<input type="checkbox"/> はい
	(3) 「1 現在の保育状況」に記入がありますか。	<input type="checkbox"/> はい
	(4) 有償で別世帯の親族・知人に預けている方や認可外保育施設、幼稚園、一時保育等を利用している場合、「保育室等在園証明書（様式第8号）」の添付はありますか。 ※指定家庭保育室の月極利用者が保護者負担軽減費補助金を受け取っている方は不要です。	<input type="checkbox"/> はい
	(5) 育児休業中の申請の場合、「2 育児休業中に申し込む場合」に記入がありますか。	<input type="checkbox"/> はい
	(6) 兄弟姉妹同時申請の場合、「3 兄弟姉妹が同時に申し込む場合」に記入がありますか。	<input type="checkbox"/> はい
	(7) 「4 過去の保育園等申請・利用状況」に記入がありますか。	<input type="checkbox"/> はい
	(8) 「5 祖父母の状況」に記入がありますか。	<input type="checkbox"/> はい
	(9) 「6 入所後の希望について」に記入がありますか。	<input type="checkbox"/> はい
	(10) 「7 児童の状況」に記入がありますか。	<input type="checkbox"/> はい
裏	(11) 心身の障害や発達遅れなど個別の支援が必要なお子さんの申請の場合、事前に保育課保育係に相談しましたか。（71ページをご覧ください。）	<input type="checkbox"/> はい
4	勤務内容証明書等の保育認定事由に該当する証明書	<input type="checkbox"/>
(1) 父・母・70歳未満の同一世帯の祖父母の証明書等（40ページの必要書類）がすべてありますか。 ※兄弟姉妹同時申請の場合、一部原本でその他はコピーでも可。		<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 同一世帯の祖父母
<勤務内容証明書の場合>		
(2) 「保護者記入欄」に記入がありますか。		<input type="checkbox"/> はい
(3) 「勤務時間」（特に「月〇〇時間」）に記入がありますか。 ※こちらの「月〇〇時間」に記入された時間数に応じて55ページの指数が付きます。		<input type="checkbox"/> はい
(4) 「採用（予定）年月日」に記入がありますか。		<input type="checkbox"/> はい
(5) 「産休・育休の取得」に記入がありますか。		<input type="checkbox"/> はい
(6) 事業主の証明印がありますか。（自営業の場合、個人印でも可）		<input type="checkbox"/> はい
5	個人番号（マイナンバー）確認書類及び本人確認書類（郵送の場合は写しを提出）	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母
※同一世帯の祖父母について、生計が同一であれば提出が必要となります。		
6	令和2年1月1日に朝霞市外に住民登録があった場合、令和2年度（非）課税証明書	<input type="checkbox"/> 同一世帯の祖父母
※同一世帯の祖父母について、生計が同一であれば提出が必要となります。 ただし、「5 個人番号（マイナンバー）確認書類及び本人確認書類」があれば提出不要です。		
7	居所情報登録届出書	<input type="checkbox"/>
※利用調整結果通知書等は、保護者様の住民登録地に送付することになっていますが、ご家庭の事情（DV、児童虐待等の被害者、ストーカー行為等）で異なる住所地を居所とされている方は、「居所情報登録届出書」の提出が必要です。		

希望施設（記入した入所希望施設の控えにご使用ください。）			
1.	2.	3.	4.
5.	6.	7.	8.
9.	10.	11.	12.
13.	14.	15.	16.
17.	18.	19.	20.



## 7 申請時の注意事項

### ◆ 提出書類について

- ① 提出書類がすべてそろっていないと、受け付けや、指数（55 ページ参照）への反映ができません。郵送で申請を行う場合にも、38～41 ページを参照のうえ、不足書類がないようご注意ください。
- ② 提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、入所後であっても入所を取り消します。

### ◆ 希望保育園等の選び方

保育園等の希望順位が利用調整に影響することはありません。指数の高い方から利用内定を決定します。（54～55 ページ参照）

希望保育園等は、年齢（月齢）に応じて入所を希望する保育園等をご記入ください。希望数に制限はありませんので、通所可能な範囲内で欠員の有無にかかわらずご記入ください。

なお、施設により開所日時や保育方針、給食のアレルギー対応、給食費、延長保育料等が異なりますので、事前に見学や運営法人等に保育内容を問い合わせるなどして、希望施設を検討いただくことをお勧めします。

また、連携施設のある2歳児クラスまでの保育園・小規模保育施設をお申込みの方は、3歳児クラス以降は、連携施設での保育となります。他の施設をご希望の場合は、転所の申請をし、利用調整を受けることも可能です。（150～151 ページ参照）

### ◆ 育児休業中に申込みをする方への注意事項

#### ① 入所できる時期について

育児休業を取得中の場合、入所希望日の翌月初日までに復職できる場合は申込みことができます。受付期間は39 ページを参考に申込みを行ってください。

※兄弟姉妹で同時に申請をした際、兄弟姉妹で利用調整の結果が利用内定と利用保留に分かれてしまった場合でも、入所日の翌月初日までに復職することが必要です。

結果が分かれてしまうことを防ぐため、兄弟姉妹が同じ時期の利用内定でない場合には共に利用保留とする等の、「きょうだい条件」を付けて申込みすることも可能です。

#### ② 育児休業期間の延長について

利用保留となったこと等により、育児休業期間を延長した場合、保育所等利用調整申請の取り下げが必要となる場合がありますので、保育課保育係まで事前にご相談ください。

【例】申請時の育児休業期間が4月15日までであったが、4月入所で利用保留になり、育児休業期間を10月15日まで延長した後に、6月からの入所が決定した場合

（ア）翌月初日（7月1日）までの復帰が可能な方

→申請の取り下げは不要です。

（イ）翌月初日（7月1日）までの復帰ができない方

→申請の取り下げが必要となります。『保育所等入所（転所）申請取下届出書』の提出をお願いします。

### ◆ 育児休業給付金の延長について

育児休業給付金の延長に使用する、保育園等に入所できないことを証明する書類としては、『保育所等利用調整結果通知書（利用保留）』をご使用ください。この通知書は、保育園等の利用調整申請を行った方で、利用保留となった場合にのみ発行されます。例年、申請漏れにより通知書を発行できないケースが見受けられますので、申請受付期間を確認し、申請のお忘れのないようご注意ください。

なお、育児休業の延長を希望する場合、利用保留の結果になりやすくなるよう、希望があれば、指数を100減算することができます。ただし、これは利用保留を保障するものではなく、低い指数での利用調整の結果、利用内定となる可能性もあります。また、利用保留になったとしても、次年度の利用調整における保留点の対象外となります。利用保留の結果後、翌月以降も利用調整は行われますので、不要な方は申請を取り下げてください。

その他、育児休業給付金に関する詳しい内容については、所属する会社の担当またはハローワークへお問い合わせください。

◆ **妊娠中に上の子の保育園等を申込む方への注意事項**

上の子の入所が決定した場合、上の子の入所日と、下の子の出産日の時期によって、育休取得の可否等、在所する上での要件が異なります。

① 上の子の入所前に下の子を出産した場合

「労働」以外の保育の必要な事由がない限り、**育児休業の取得をしたまま保育園等の継続利用はできません。**

入所月の末日または「妊娠・出産」の認定終了期間（出産月の2か月後の末日まで）のいずれかまでの在所が可能です。この期間以降も在所するには、復職する等、**保育の必要な事由の証明書の提出が必要となります**のでご注意ください。

【例】4月1日入所、3月中に出産の場合

入所月の末日 ⇒ 4月末 出産日の属する月の2か月後の末日 ⇒ 5月末  
5月末までは在所可能、それ以降は保育の必要な事由の証明書が必要

② 上の子の入所後に下の子を出産した場合

保育の必要な事由として「育児休業」を適用できるため、上の子のクラス年齢に応じた期間、育児休業の取得をしたまま保育園等の継続利用が可能です。（59 ページ参照）

◆ **求職中の方への注意事項**

保護者が求職中の場合、お子さんの在所が可能な期間は入所日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までです。この間に保育に必要な事由の証明書（勤務内容証明書、就学証明書等）の提出がなかった場合は、施設を退所していただくことになります。

なお、利用調整の結果、利用内定となった場合、教育・保育給付認定の変更が必要な場合があります。詳しくは、入所の決定後にお知らせします。

◆ **認定申請および利用調整申請後の変更について**

利用調整申請後、申請内容に変更が生じた場合には『**利用調整（入所・転所）申請事項変更届**』の提出が**児童ごと**に必要となります。各入所月の変更申請期間は、39 ページをご確認ください。

なお、教育・保育給付認定の内容に変更がある場合は、認定の変更の申請・届出も必要となり、変更内容によっては、併せて**変更内容を証明する書類の添付**が必要となる場合があります。

【認定の内容に変更が生じる場合】

提出の要件	提出書類
保育の必要な事由、認定区分等を変更する場合	教育・保育給付認定変更申請書（様式第8号）
市内転居するときや、氏名・家族構成が変わった等の家庭の状況に変更があった場合	教育・保育給付認定申請内容変更届出書 （様式第11号）

【変更内容を証明する書類の添付が必要な場合の例】

提出の要件	提出書類
就職、転職や勤務時間等を変更した場合	勤務内容証明書（様式第3号）
退職をした場合	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書（様式第6号）などの保育が必要な事由の証明書
申請児童が認可外保育施設等の利用を開始した場合	保育室等在園証明書（様式第8号）

- ※ その他、申請に必要な書類については、40 ページの「申請に必要な書類」もご確認ください。
- ※ 兄弟姉妹が同時に申請をして、兄弟姉妹どちらかが入所した場合、『**利用調整（入所・転所）申請事項変更届**』の届出が無い限り、希望している全施設が利用調整の対象となります。
- ※ 申請内容の変更があったにも関わらず、手続き漏れにより高い指数で利用調整を行うことになった場合、**利用内定となっても、虚偽の申請とみなして利用調整結果が取り消しとなる場合があります**ので、変更が生じた際にはすみやかに手続きください。

- ◆ **心身の障害や発達の遅れなどによる個別の支援が必要なお子さんの申込みについて**  
個別にご説明が必要となるため、事前に保育課保育係までご相談ください。  
また、71 ページの「育成（障害児）保育について」もご参照ください。
  - ※ 定員に余裕がある場合でも、統合保育（集団保育）が難しいとき、または各クラスの状況などにより入所ができない場合があります。  
（利用内定後に受けていただく体験保育の様子などを参考に判断します。）
  - ※ 利用内定となった保育園等でのお子さんの面談および体験保育の結果、統合保育（集団保育）に適さないと判断された場合や、保育士の加配、看護師が必要と判断された場合には、入所をお待ちいただくことや利用内定となった保育園等には入所とならないことなど、入所が決定されないことがありますのでご了承ください。また、入所となった場合でも、加配の配置状況等によりご希望の保育時間での利用ができない場合もあります。
  - ※ 統合保育が難しい場合でも、障害等の程度によっては、居宅で保育を行う「居宅訪問型保育」を受けられる場合があります。詳しくは保育課保育係までお問い合わせください。

- ◆ **食物アレルギー等をお持ちのお子さんの申込みについて**  
保育園等の給食では、食物アレルギー等をお持ちのお子さんについて可能な範囲で対応していますが、施設によって対応内容は異なりますので、事前に希望保育園等へご相談ください。

- ◆ **転所申請の注意事項（51～52 ページもご覧ください。）**  
転所が内定した場合は、転所の辞退ができません。  
また、転所の内定後には、新規に内定した時と同様に、内定した保育園等でお子さんの面談（必要と判断された場合には体験保育も実施）を行います。  
転所の意思がなくなった場合には、すみやかに申請を取り下げてください。転所取り下げの提出期限は各月の受付期間（39 ページ参照）となります。  
なお、転所が認められた場合には、新規で入所するときと同様に、転所先の保育園等での説明会（利用契約）とならし保育が必要です。

- ※ 面談・体験保育の結果、保育士の加配が必要と判断された場合  
内定施設での面談・体験保育の結果、集団保育をするにあたり、保育士の加配が必要と判断された場合等には、入所をお待ちいただくことや利用内定となった保育園等には入所とならないことなど、利用調整結果が取り消されることがあります。  
転所が内定し、今まで在所していた施設の枠に別のお子さんが内定してしまうと、いかなる理由があっても今までの施設には戻れないため、このような場合には、預け先がなくなってしまいう可能性もありますので、転所申請にあたりましては慎重にご検討ください。



## 朝霞市の保育園等の入所申請に関するQ&A

**Q1** 保育園等を利用したいのですが、手続き方法を教えてください。

**A1** 教育・保育給付認定の申請と、保育所等利用（調整）の申請を同時に市へ提出していただく必要があります。なお、既に認定を受けている方は、認定の申請は必要ありませんので、保育所等利用（調整）の申請のみ行ってください。

その他、申請受付期間は 39 ページ、必要書類は 40 ページをご確認ください。なお、申請方法につきましては、郵送での受け付けを実施していますので、窓口混雑緩和のため、郵送でのお申込みにご協力ください。

**Q2** 申請書の記入の仕方がわかりません。

**A2** 主要な申請書については、記入例を保育課窓口および朝霞市ホームページにご用意していますのでご参照ください。

また、お電話、メール等でのお問い合わせも承っていますので、ご不明な点は、保育課保育係までお問い合わせください。

**Q3** 教育・保育給付認定とは何ですか。

**A3** 幼稚園（新制度に移行した施設のみ）、保育園、認定こども園、地域型保育を利用するために必要なものです。新制度に移行していない幼稚園の利用者等が受ける、「施設等利用給付認定」とは別の制度となります。

認定を受けた方には、保育の必要性の有無や、保育必要量等の認定内容を記載した「支給認定証」を発行します。保育を必要とされる方は、保育必要量（労働等時間）に応じ「保育標準時間」または「保育短時間」の区分で認定され、利用できる保育時間等が異なります。（37 ページ参照）

なお、実際の保育園等の預かり時間は、原則、保育の必要な事由が生じている間となり、各認定の保育時間一杯で預けられるとは限りませんので、ご注意ください。

**Q4** 支給認定証はいつ使いますか。

**A4** 保育必要量（労働等時間）に応じて、利用できる保育時間等が異なることから、例えば、保育園等を利用する際、利用施設と保育時間を決めるために使用します。

なお、支給認定証は利用調整結果に関わらず送付しており、教育・保育給付認定の変更が生じた際には市まで返還していただく必要がありますので、大切に保管してください。

**Q5** 教育・保育給付認定に期限はありますか。また、求職中の場合はいつまで認定されますか。

**A5** 教育・保育給付認定には、期限があります。期限は年齢【Q7参照】や保育認定事由等により異なります。例えば、求職中で申請された方は、認定日から 90 日を経過する日が属する月の末日が認定の期限となります。（例：4月1日認定…6月30日まで）

認定の期限までに保育の必要な事由に該当する証明書を提出していただくことで、継続して保育認定を受けることができます。

なお、認定の有効期間が過ぎた場合でも、申請を取り下げない限り利用調整（選考）は行いますが、入所が決まった際には再度認定の申請が必要となります。【Q6参照】

**Q6 入所が決まりましたが、支給認定証の有効期間が過ぎています。手続きは必要ですか。**

A6 必要です。例えば、求職活動で認定され、支給認定証の有効期間が入所日から90日を経過する日が属する月の末日より前に終了する方（例：6月1日入所…6月30日までの認定）につきましては、教育・保育給付認定期間を延長するため、有効期間終了日までに支給認定証および『教育・保育給付認定申請書』をご提出ください。申請していただくことで、入所日から90日を経過する日が属する月の末日までの有効期間となり、保育園等の利用が可能となります。

その他の場合でも、支給認定証の有効期間前に手続きの必要がありますが、満3歳になることによる認定の切り替えは、手続きの必要はありません。【Q7参照】

**Q7 満3歳になった際の2号認定への切り替えは、申請が必要ですか？**

A7 手続きの必要はありません。年齢によって認定区分が異なるため、3号認定は満3歳の誕生日の前々日が認定の期限となり、区分を3号から2号に切り替える必要があります。しかし、満3歳になることによる認定の切り替えは、市が認定を変更し、支給認定証を交付しますので、申請の必要はありません。

**Q8 保育必要量（保育時間）の認定はどのように決められるのですか。**

A8 保育の必要な事由によって、必要量が異なります。また、事由が「労働」「介護・看護」「就学・訓練」の場合には、原則として保護者の労働等時間が月120時間以上の場合には保育標準時間とされ、保護者の労働等時間が120時間未満の場合や、『教育・保育給付認定申請書』提出の際に保育短時間を希望された方については、保育短時間の認定となります。（37ページ参照）

なお、延長保育料が発生する場合には、一部例外もあります。【Q11参照】

**Q9 保育標準時間、保育短時間の保育時間は何時から何時までですか。**

A9 一部の施設によっては異なりますが、延長保育料がかからずに利用できる最長の保育時間は、保育標準時間については7時から18時までの11時間、保育短時間については8時30分から16時30分までの8時間となります。

しかし、利用時間は通勤時間や労働時間等、保育の必要な事由に応じて保育園等が決定することになりますので、実際に利用できる時間は上記の保育時間より長くなることも、短くなることもあります。利用時間に関しましては、入所が決まった保育園等にご相談ください。ただし、各認定保育時間外の利用には、延長保育料がかかる場合もあります。

なお、保育標準時間と保育短時間は保育時間の違いのほかに、保育料（利用者負担額）が異なります。（63ページ参照）

**Q10 保育料（利用者負担額）以外にかかる費用はありますか。**

A10 世帯の市町村民税額に基づき、市が算定する保育料（利用者負担額）以外にも、施設によって「延長保育料」が発生することがあります。延長保育は施設の独自事業のため、「延長保育料」の徴収の有無、単価は施設によって異なります。希望施設を検討する際には、必ずご確認ください。（67～69ページ参照）

また、延長保育料以外にも、給食費や教材費など、その他の諸経費が発生することもありますので、併せてご確認ください。（64～66ページ参照）

**Q 1 1 労働時間が 120 時間未満ですが、保育標準時間は希望できませんか。**

A 1 1 原則として、労働等時間が 120 時間未満の場合、保育標準時間は希望できません。

しかし、延長保育料を徴収する施設に限り、労働等の正当な理由によって常態的に延長保育料の負担が生じる場合においては、例外的に保育標準時間を希望することも可能です。

なお、保育標準時間認定を受けた場合でも、これは保育時間の上限までの利用（7時から 18 時の 11 時間）を保障するものではありません。通勤時間や労働時間等、保育の必要な事由に応じた利用時間を保育園等が決定することになります。（37 ページ参照）

**Q 1 2 保育標準時間の認定を受ければ、必ず 11 時間の利用が可能ですか。**

A 1 2 保育標準時間に限らず保育短時間の認定を受けた方についても、通勤時間や労働時間等に応じた利用時間を保育園等が決定することになります。そのため、必ずしも保育標準時間の認定を受けた方は一律 11 時間、保育短時間の認定を受けた方は一律 8 時間利用できるわけではなく、保育の必要な事由によっては、利用時間が短くなることもあります。

**Q 1 3 地域型保育施設を利用することになった場合、子どもが 3 歳になったらどうすればよいのですか。**

A 1 3 0～2 歳児クラスを対象とする地域型保育施設には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」（認定こども園や幼稚園、保育園）が設定されることになっています。地域の実情を踏まえ、連携施設に優先的な利用枠を設けることなどにより、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っています。

連携施設の設定にはいたっていない施設、連携先が幼稚園となっている施設につきましては、引き続き保育を希望するには 3 歳児クラスで再度利用調整の申請が必要となりますが、朝霞市保育認定利用調整基準表の「B 児童の保育状況」について、「受入れが 2 歳児クラスまでの認可保育施設（居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の従業員枠を除く）に入所しており、当該施設が連携施設を設定していない又は幼稚園を連携施設として設定している場合における、3 歳児クラスの利用調整申請」の指数 100 を加算することで、ご希望の保育園等に入所（進級）しやすい仕組みづくりをしています。（55 ページ参照）

**Q 1 4 連携施設がある保育園等がありますか。**

A 1 4 朝霞市では、一部の事業者で、連携施設を設定した運営がされています。

連携施設がある保育園等に通所している方は、3 歳児クラスに進級する際、在所している保育園等の連携施設に通所することが可能となります。

なお、連携施設以外の施設へ通所を希望する場合には、転所申請（連携施設が幼稚園の場合には新規申請）が必要となります。

施設ごとの連携設定の有無や、利用調整における取扱いについては、150～151 ページをご参照ください。

**Q15 保育園等と幼稚園の申請の併願は、利用調整（選考）に不利になりますか。**

A15 保育園等の利用調整に関しまして、幼稚園（認定こども園の教育利用を含む）を申し込んでいるという理由で不利になることはありません。

なお、保育園等の入所が決定されたが、幼稚園への入園を希望するという場合には、入所日の前日までに辞退等のお手続きが必要となります。

また、幼稚園の申込みは各幼稚園で行っていますので、直接幼稚園へお問い合わせください。

**Q16 育児休業を長く取得しているのですが、利用調整（選考）に不利になりますか。**

A16 保育園等の利用調整に関しまして、育児休業の取得期間によって不利になることはありませんが、入所が決まった月の翌月1日までに職場復帰していただくことが申請の条件となります。

なお、入所後、この期日までに職場復帰されなかった方は、退所となります。

**Q17 入所を辞退した場合、次回からの利用調整（選考）で不利になりますか。**

A17 希望されていた保育園等に入所内定（決定）後、入所を辞退された場合、保留者ではなくなりますので、翌年度の利用調整において「前年度保留者」の対象にはなりません。辞退後、同一年度内に再度申請し、保留となった場合についても対象外となります。

また、引き続き保育園等の申請を希望される場合には、同一年度内は辞退した保育園等を再度希望することはできません。

**Q18 利用調整（選考）はどのような方法ですか。先着順ですか。**

A18 先着順ではありません。保育園等の利用内定の決定方法については、保護者の保育の必要な事由（労働時間や家庭状況等）に応じて優先の度合いを指数化し、指数が高い方から順番に利用内定の決定を行います。

詳細な指数の決め方等は、54～55 ページをご参照ください。

**Q19 指数はどのようなときに変動しますか。**

A19 例えば、今まで自宅で保育されていたお子さんが、家庭保育室や幼稚園等に入園したり、勤務内定だった方が勤務を開始した場合等には指数が上がります。

一方、会社を退職されたり、勤務時間や勤務日数を減らしたりした場合等には、指数が下がることになります。

いずれの場合にも、変更が生じた際は『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』等を提出していただく必要があります。（44 ページ参照）

※ 提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、利用調整結果を取り消すことがありますのでご注意ください。ご家庭の状況等に変更があった際には、すみやかにお手続きをお願いします。

**Q20 定員に空きのない保育園等にも申請することは可能ですか。**

A20 可能です。申請時に定員に空きがなくても、退所や転所により新たに空きが生じる場合があります。空き状況にかかわらず、希望する保育園等はすべて申請してください。

**Q21 申請は郵送でもできますか。**

A21 可能です。朝霞市役所保育課保育係宛に郵送してください。

なお、市役所開庁時には、保育課窓口（2階 24 番窓口）でも受付を行っていますが、特に4月入所申請期間には大変な混雑が予想されるため、郵送でのお申込みにご協力ください。郵送と窓口の申請方法により、利用調整結果に優劣はありません。

また、お申込みされた方（転所申請、市外在住で居住している市区町村を通じた申請を除く）へは、申請方法にかかわらず、指数、希望施設等を記載した「保育所等利用調整申請内容通知書」等を郵送しますので、申請内容に誤りがないかご確認ください。

**Q22 利用調整結果の送付時期はいつ頃ですか。**

A22 下記のとおり発送を予定しています。

- ・4月1次入所 ⇒ 令和3年1月中旬
- ・4月2次～1月入所 ⇒ 入所希望月の前月5日前後
- ・2月入所 ⇒ 12月5日前後

**Q23 申請から入所までの流れを教えてください。**

A23 利用調整後、申請されたすべての方へ利用調整結果を送付します。

その後、利用内定となった方は、集団保育の可否を確認するため、内定された保育園等でお子さまの面談を行います。また、面談だけでは集団保育の可否が判断できない場合には、体験保育（2日間程度、保護者同伴）を実施することがあります。

お子さまの面談（体験保育）の結果、入所が決まりましたら、入所承諾書（保育園のみ）や入所施設に提出する必要書類等を送付しますので、入所施設での入所説明会への出席や利用契約を行っていただき、その後入所となります。（38 ページ参照）

**Q24 利用内定となったときには子どもの面談を行うとのことですが、面談はしなくても大丈夫ですか。**

A24 面談（施設が必要とした場合には体験保育も含む）は入所日までに必ず受けていただく必要があります。受けられない場合は利用調整結果が取り消される場合もあります。

また、面談は利用内定となった保育園等で行うこととなりますが、面談（体験保育）の結果、集団保育に適さないと判断された場合や、保育士の加配、看護師が必要と判断された場合にも、入所をお待ちいただくことや、利用内定となった園には入所とならないことなど、利用調整結果が取り消されることがあります。

**Q25 利用が保留となった場合、毎月の申請をしなければならないのですか。**

A25 申請は年度内（2月入所分まで）は有効となりますので、毎月入所申請をする必要はありません。

なお、翌年度以降も引き続き利用を希望される場合には、あらためて申請が必要となります。また、保留期間中に申請内容に変更が生じた場合は、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要です。（44 ページ参照）



**Q26** 申請した希望施設を変更したいのですが、必要な書類はありますか。

A26 希望施設の変更に限らず、ご家庭の状況等、申請の内容に変更が生じた場合は、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』に必要な書類を添付し、ご提出ください。変更の手続きは、変更が生じた時点で申請期間となっている月の利用調整申請期間中にさせていただく必要があります。（39 ページ参照）

手続漏れにより、実態よりも高い指数で利用調整が行われ、利用内定となった場合には、利用調整結果が取り消されることもありますので、すみやかなお手続きをお願いします。

**Q27** 申請を取り下げたいのですが、必要な書類はありますか。

A27 すみやかに「保育所等入所（転所）申請取下届出書」を提出してください。

取り下げが反映されるのは、提出日時点で申請期間となっている月の利用調整からとなります。（39 ページ参照）

**Q28** 現在5歳児にきょうだいが在所しており、年度末に卒園するのですが、申請する子にきょうだい在所の加点はつきますか。

A28 申請児童以外のきょうだいが在所（申請）していることに伴う指数については、きょうだいが同時に保育園等に通うことができるように配慮するためのものですので、この場合、現年度の入所申請であれば指数の対象となりますが、次年度の申請の場合には指数の対象にはなりません。

**Q29** 参考に、令和2年度4月1次利用調整の申請状況を教えてください。

A29 以下の表のとおりです。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
新規申請者数	308	472	83	120	14	5	1,002
内定者数	268	326	75	95	9	2	775
保留者数	40	146	8	25	5	3	227

### 転所申請に関するQ&A

**Q1** 転所申請している希望施設を変更することはできますか。

A1 可能です。その際、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届（様式第9号）』の提出が必要となります。

なお、申請時期によって利用調整の変更月が異なりますので、ご注意ください。（39 ページ参照）

**Q2** いつ頃が転所しやすいですか。

A2 希望施設の空き状況にもよるため、明確にお答えすることができません。しかし、クラスを持ち上がりに伴い定員の空きが生じるため、4月の空きが多くなります。

なお、転所の申込みは転所希望年度の2月までが有効期間ですので、次年度においても引き続き転所を希望される場合は、保育園等の継続入所のお手続きの際に再度申請してください。

Q3 転所の申請をしましたが、子どもが在所している施設に慣れてきました。転所申請をやめることは可能ですか。

A3 転所のご希望がなくなった場合には、申請の取り下げが必要となります。転所申請の取り下げは随時お受けしますが、各入所月の申請受付期間で締め切らせていただきます。(39 ページ参照)

なお、転所が利用内定された場合は、転所により生じた空き枠分の利用調整(選考)も同時に行われるため、内定を辞退し、元の施設に戻ることはできませんのでご注意ください。

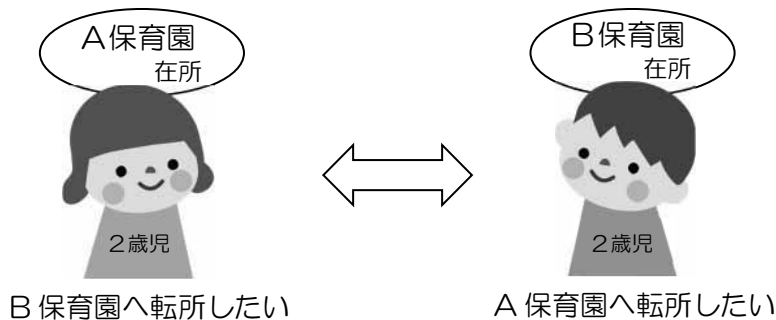
Q4 保留順位が5番目と聞きました。どのように選考しているのですか。

A4 朝霞市では、保育所等利用調整にかかる新規の申請をされた方および転所申請をされた方につきまして、毎月利用調整(選考)を行っています。選考方法につきましては、新規の申請と同様に各家庭の状況を指数化し、指数の高い方から順番に利用内定の決定を行っています。

なお、保留順位は毎月の申請状況によって変わりますことをあらかじめご了承ください。また、指数や空き状況に関係なく、転所申請者のみでの利用調整も行います。

#### <転所申請者のみでの利用調整方法>

(例)



➡ 通常の利用調整後、転所希望のお子さん同士で利用内定が可能な際は、転所の内定を行う。(このような例では、A 保育園と B 保育園の2人)

Q5 きょうだい2人で転所申請をしていましたが、1人が転所内定となりました。もう1人はきょうだいが内定した施設でないと転所したくないのですが、そのような申請は可能ですか。

A5 きょうだいの転所内定後、希望施設の変更が必要となります。【Q1 参照】

変更のお手続きがない限り、翌月以降もきょうだいの内定園以外の希望園を含んで利用調整が行われますので、ご注意ください。

Q6 現在きょうだいが同じ保育園に通っていますが、同時に別の保育園への転所申請をした場合、「きょうだいが同園となる転所」の加点はつきますか。

A6 当該の指数については、きょうだいが別々の保育園等に通っていることを前提としているため、加点の対象にはなりません。



## 8 市外保育園等を希望する場合

朝霞市外の保育園等をご希望の方は、申込時に朝霞市民であれば、朝霞市を通しての申込みとなります。利用調整は、保育園等を管轄する市区町村が行いますので、**以下の事項を必ずご確認のうえ、各市区町村の申込締切日のおおむね1週間前までに朝霞市保育課保育係までお申込みください。**（市区町村によっては、希望先へ直接申込みを行う場合もあります。）

- ① 各市区町村の申込締切日
- ② 必要書類（様式はどちらの市区町村のものを使用するか など）
- ③ 受入制限等（希望できる保育園等、入所可能期間 など）
- ④ 選考方法（指数、注意事項 など）
- ⑤ その他（各市区町村の担当者、空き状況、入所後の流れ など）

利用調整結果は、希望先の市区町村からの通知が届き次第、朝霞市保育課からお知らせします。  
 ※ 朝霞市内と市外の保育園等を同時に希望し、市内外の両方の保育園等に内定となった場合は、**申込希望順の上位の保育園等に内定となります。**なお、結果は市区町村ごとに通知するため、それぞれの通知時期により、通知が複数届くこともありますので、ご了承ください。  
 ※ 朝霞市内の保育園等に在在所されている方で、市外の保育園等への転所が内定された方は、**辞退することができませんので、ご注意ください。**

## 9 市外在住の方が朝霞市内の保育園等を希望する場合

朝霞市外にお住まいの方（国外在住の方を除く。）が朝霞市内の保育園等を希望する場合は、申込時に居住している市区町村を通して、お申込みいただくこととなります。以下の手順に従い、お申込みください。（市区町村によっては、朝霞市へ直接申込みを行う場合もあります。）

なお、公設保育園については、下表のとおり受け入れ制限を実施しています。

受け入れ制限確認表

転入予定の有無		公設公営 公設民営	民設民営
転入予定あり		○	○
転入 予定 なし	父母のいずれかが 朝霞市内で勤務中	○	○
	父母のいずれも 朝霞市外で勤務中	×	○

### (1) 必要書類（40 ページ参照）の用意

居住する市区町村の様式でも申請を受け付けますが、利用調整等に必要項目の記載がなく、受付や指数への反映ができない場合があるため、**朝霞市様式での申請を推奨しています。**詳しくは朝霞市保育課保育係までお問い合わせください。

### (2) 必要書類の提出

朝霞市の申請締切日（39 ページ参照）のおおむね1週間前までに、**居住する市区町村に必要な書類をご提出ください。**締切日までに朝霞市保育課保育係に書類が到達しない場合や、書類に不備がある場合は、申請の受け付けができないことがありますので、あらかじめご了承ください。  
 ※ 居住する市区町村を通じた申請は、「保育所等利用調整申請内容通知書」の送付対象外です。

### (3) 利用調整の実施

朝霞市で利用調整を行います。利用調整の方法については、54 ページをご覧ください。

### (4) 利用調整結果の通知

利用調整の結果を、**居住する市区町村を通して**お知らせします。利用内定となった場合には、**入所日までに内定施設でお子さまの面談を受けていただく必要があります。**

なお、朝霞市に転入予定としてお申込みをいただき内定となった場合、**転入日（住民票の異動日）が入所月の2日以降となった場合は入所取消となります。**

## 10 利用調整（選考）について

### ◆ 利用調整

利用調整結果における利用内定の可否は、申請順（先着順）ではありません。

保護者の労働時間等の家庭状況から、保護者が家庭で保育をできない程度を指数化し、その指数が高い方が優先度の高いものとして、順番に利用内定の決定を行います。

※ 指数については、朝霞市保育認定利用調整基準表をご覧ください。（55 ページ参照）

### ◆ 利用調整方法について

利用調整の優先順位は、保護者が家庭で保育をできない程度に応じて判定します。利用調整にあたっては、指数の合計の高い方が保育園等の必要度が高いものとして、順次利用内定の決定をしています。

また、指数の合計が同じ場合は、下記の項目順に指数の高い方を優先します。

- ① 家庭状況
- ② 父母の状況
- ③ 児童の保育状況
- ④ 世帯員の状況

上記4項目ともすべて同じ指数の場合には、前年度市町村民税所得割額（父母等合算額）の少ない方を優先します。個人番号確認資料等の提出がなく、課税額が確認できない場合には、優先順位は最下位となります。

更に、前年度市町村民税所得割額も同額の場合には、同一世帯の中で最も長く朝霞市に居住している方（申請日から遡って、連続した居住期間）を比較し、居住期間の長い方を優先します。

### ◆ 朝霞市外からの利用調整

朝霞市外に居住されている方からの利用調整の優先順位は、以下のとおりとなります。

- ① 朝霞市に転入予定の方※（朝霞市民と同列に利用調整を実施）
- ② 朝霞市内に在勤（在勤予定は除く）の方
- ③ それ以外の方

※ 入所希望日までに朝霞市に転入する（住民票を異動する）予定の方で、土地・建物売買（賃貸借）契約書等の写し（契約者、転入先の住所および引き渡し日が記載されたもの）および『転入誓約書（様式第7号）』の提出があり、入所希望日までの転入が可能であることが提出書類の内容によって確認できる方

### ◆ 利用調整申請の取り下げについて

利用調整申請は、利用保留となった場合でもその年度内（2月利用調整）までは有効となります。次の事項に該当する場合は、保育課保育係まで『保育園等入所（転所）申請取下届出書（様式第18号）』の提出をお願いします。

- ・申請を取り下げたいとき
- ・市外へ転出することになったとき
- ・申請の条件を満たさなくなったとき

（例）育児休業期間を延長する場合（43 ページ参照）

## 朝霞市保育認定利用調整基準表

A 父母の状況 ※父母各1つのみ加算（最も加算が大きいもの）		父指数	母指数	B 児童の保育状況 ※該当する場合1つのみ加算（最も加算が大きいもの）		指数
自営中心者・居宅外労働（就学）	1月160時間以上	30	30	同一世帯の親族が保育している（父母共に死亡・離別・行方不明・拘禁）		2
	1月140時間以上	29	29	知人・友人・別世帯の親族が有償で保育している		2
	1月128時間以上	28	28	認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としている（父及び母が育児休業中以外）		5
	1月120時間以上	27	27	上記内容に該当するが、当該施設が入園希望月以降受入不可		6
	1月112時間以上	26	26			
	1月100時間以上	25	25	市内の認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としているが、当該施設が認可保育施設に移行する場合における、移行後の当該施設を第1希望とした利用調整申請		第1希望 100
	1月96時間以上	24	24			
	1月84時間以上	23	23			第2希望以降
	1月80時間以上	22	22			7
	1月72時間以上	21	21	認可外保育施設等に入所しており、月64時間以上利用を常態としていない		2
	1月64時間以上	20	20			
自営協力者・居宅内労働（就学）	1月160時間以上	29	29	認可保育施設を給付を受けて利用している（転所申請）		2
	1月140時間以上	28	28	上記内容に該当するが、当該施設が入園希望月以降受入不可		3
	1月128時間以上	27	27	受入れが2歳児クラスまでの認可保育施設（居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業の従業員枠を除く）に入所しており、当該施設が連携施設を設定していない又は幼稚園を連携施設として設定している場合における、3歳児クラスの利用調整申請		100
	1月120時間以上	26	26			
	1月112時間以上	25	25			
	1月100時間以上	24	24	父又は母が保育している（育児休業中の場合）		2
	1月96時間以上	23	23	父又は母が保育認定事由と並行して保育している		2
	1月84時間以上	22	22	C 家庭状況 ※該当する場合1つのみ加算（最も加算が大きいもの）		指数
	1月80時間以上	21	21	父母共に死亡・離別・行方不明・拘禁		18
	1月72時間以上	20	20	ひとり親家庭		14
	1月64時間以上	19	19	上記内容に該当するが、祖父母と別世帯		15
求職活動・労働内定・就学予定	1月160時間以上	18	18	離婚前提（離婚調停申立書、離婚に関する事を定めた公正証書が必要）		11
	1月140時間以上	17	17	上記内容に該当するが、祖父母と別世帯		12
	1月128時間以上	16	16	生活保護世帯		20
	1月120時間以上	15	15	市長が児童福祉の観点から特に保育が必要と認めた場合		—
	1月112時間以上	14	14	D 世帯員の状況 ※該当する場合1つのみ減算（最も減算が大きいもの）		指数
	1月100時間以上	13	13	65歳以上70歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯		-1
	1月96時間以上	12	12	60歳以上65歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯		-2
	1月84時間以上	11	11	60歳未満で無職で健康な祖父母と同一世帯		-3
	1月80時間以上	10	10	E その他調整事項 ※該当するもの全て加算		指数
	1月72時間以上	9	9	前年度保留者（育休延長目的の指数減算による保留者を除く）		2
	1月64時間以上	8	8	前々年度以上（前年度を含む連続した）保留者		4
求職活動を行っている	5	5	前々々年度以上（前々年度を含む連続した）保留者		6	
出産期間（出産月及び前後の2か月）のみ保育希望	—	26	保護者が非自発的な理由によって失業している		5	
疾病・障害	I（就学前児童の保育が完全に不可能な状態）	30	30	父又は母が単身赴任している		1
	II（就学前児童の保育が困難な状態）	27	27	父又は母が保育士資格を有し、市内認可保育施設又は朝霞市指定家庭保育室で保育従事者として、又は幼稚園教諭資格を有し、市内幼稚園（特定教育・保育施設以外）で幼稚園教諭として、又は放課後児童支援員資格を有し、市内放課後児童クラブで放課後児童支援員として勤務し、又は勤務内定している		1
	III（就学前児童の保育が部分的に困難な状態）	25	25			
	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している	30	30			
	身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bを所持している	27	27	上記に該当する保育士であって、1年以上勤務することを誓約している（転所申請を除く）		22
身体障害者手帳5級以下、療育手帳Cを所持している	25	25				
看護・介護	1月160時間以上	30	30	兄弟姉妹が1人だけ、保育所等の利用調整申請をしている又は認可保育施設（事業所内保育事業の従業員枠を除く）を給付を受けて利用している		1
	1月140時間以上	29	29			
	1月128時間以上	28	28	兄弟姉妹が2人以上、保育所等の利用調整申請をしている又は認可保育施設（事業所内保育事業の従業員枠を除く）を給付を受けて利用している		3
	1月120時間以上	27	27			
	1月112時間以上	26	26	兄弟姉妹で異なる認可保育施設を給付を受けて利用している場合において、兄弟姉妹が同じ認可保育施設となるよう希望している転所申請		1
	1月100時間以上	25	25			
	1月96時間以上	24	24	申請児童、保護者又は同一世帯の親族が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している		2
	1月84時間以上	23	23			
	1月80時間以上	22	22	保護者又は同一世帯の親族が入院している（出産・検査・短期等を除く）		2
	1月72時間以上	21	21	父母の育児休業取得前に認可保育施設を給付を受けて利用（事業所内保育事業の地域枠以外を除く）して退所をした場合又は平成26年度以前に、父母の育児休業取得前に保育園・認可外保育施設を利用して退所をした場合		2
	1月64時間以上	20	20			
居住家屋の災害復旧をしている	30	30				
死亡・離別・行方不明・拘禁	30	30	育児休業を延長するため、指数の減算を希望している		-100	

- （備考）
- この基準表において「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設・幼稚園（特定教育・保育施設以外）を指します。
  - この基準表において「認可保育施設」とは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を指します。
  - 「保留者」の指数は、指数に対応する年度中に1度でも内定・入所を辞退している場合、対象外となります。
  - 祖父母の年齢は、入所希望年度の4月1日時点の年齢により判断します。

## 1 1 利用内定後の手続きについて

### (1) 子どもの面談・体験保育

内定した保育園等で子どもの面談を実施し、集団保育の可否を確認します。お子さんと一緒に面談へお越しください。面談だけでは集団保育の可否が判断できない場合には、体験保育（2日間程度、保護者同伴）を実施することがあります。（詳しくは該当者へ通知します。）

なお、利用開始予定日までに面談（体験保育）を受けられない場合や、面談等の結果、集団保育に適さないと判断された場合、保育士の加配、看護師が必要と判断された場合には、入所をお待ちいただくことや、利用内定となった施設には入所とならないことなど、入所が承諾されないことがありますので、ご了承ください。

### (2) 入所説明会への出席

入所説明会は、利用内定施設が保育園等で行います。なお、認定こども園または地域型保育施設に利用内定となった方につきましては、施設と利用契約をしていただきます。

### (3) 利用者負担額の算定・納付

市が利用者負担額を算定し、通知します。算定・納付方法等につきましては、60～63ページをご参照ください。

### (4) 利用内定の辞退について（転所内定者は除く ⇒ 45 ページ参照）

保育園等の利用内定を辞退する場合には、必要書類（『保育所等利用内定（入所承諾）辞退届出書（様式第 13 号）』等）を提出してください。なお、辞退する際は、以下の点にご注意ください。

#### 【注意事項】

- ① 同一年度内は、辞退した保育園等へ再度の申請はできませんのでご了承ください。また、辞退されると、その後の利用調整において保留となった場合でも、翌年度の利用調整において前年度保留者の指数の対象外となります。
- ② 利用内定を辞退し、翌月以降の利用調整を申請する場合は、締切日までに併せて『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要となります。申請受付期間は、39 ページに記載の期間となりますので、締切日にご注意ください。
- ③ 『保育所等利用調整結果通知書（利用内定）』に記載されている「利用開始予定日」以降の手続きは、辞退の手続きではなく、退所の手続き（『保育所等退所届兼退所報告書』の提出）となります。なお、『保育所等退所届兼退所報告書』提出日までの間は利用者負担額が発生します。
- ④ 『保育所等利用調整結果通知書（利用保留）』は、入所辞退後の利用調整にて、入所ができないことが決定した場合に送付します。

※ 入所をお待ちのご家庭もありますので、手続きはお早めをお願いします。

## 12 ならし保育について

お子さんが保育園等での集団生活や新しい環境に1日でも早く慣れ、平常保育に取り組めるよう、入所（転所も含む）後に「ならし保育」を実施しています。「ならし保育」の期間は短い時間での保育となることから、早い時間での迎えをお願いします。

「ならし保育」はおおむね5日間ですが、施設により異なります。また、お子さんの状況等により延長する場合があります。

労働時間等に応じた延長保育の利用は、この「ならし保育」の期間を経てからとなりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

## 13 利用保留（待機）となった場合について

### ◆ 保留となった後の利用調整について

令和4年2月1日入所まで、毎月利用調整を実施しています。利用保留となった後の利用調整結果については、利用内定となった場合のみ通知を発送します。

毎月、利用保留の通知は発送しませんのでご了承ください。

なお、利用保留の通知の再発行を希望される場合は、再発行までに1週間程度の時間を要しますので、お早めに保育課保育係にお問い合わせください。

### ◆ 申請内容の変更について

保留期間中に申請内容に変更が生じた際は、利用調整における指数等が変動し、利用調整結果に影響する場合がありますため、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要です。変更があったにも関わらず申請がない場合、利用内定となっても利用調整結果が取消しとなる場合があります。すみやかに必要書類をご提出ください。（44 ページ参照）

### ◆ 令和4年度の利用調整申請について

保育園等の利用調整申請については、年度ごとの申請が必要です。令和4年4月以降の利用調整申請については、あらためて申請が必要となりますので、ご注意ください。

申請書類の配布や申請受付の期間については、「広報あさか」や市のホームページ等に掲載します。掲載時期は例年10月頃ですが、時期が前後する場合がありますので、ご了承ください。

### ◆ 利用調整申請の取り下げについて

保育の必要な事由を満たさなくなったときや、入所の意思がなくなったときには、保育課保育係まで『保育所等入所（転所）申請取下届出書（様式第18号）』を提出してください。

（例）朝霞市外に転出する、育児休業期間を延長する 等

### ◆ 家庭保育室保育料補助制度

保育を必要とする0～2歳児のお子さんに対して、朝霞市が指定する家庭保育室を利用した場合には、保育料補助制度があります。

なお、家庭保育室に関する詳しい内容については、『朝霞市指定家庭保育室・認可外保育施設のご案内』をご覧ください。

## 14 入所後のお願い

保育園等は家庭で保育できないお子さんをお預かりする施設です。

入所した後に家庭内で保育ができない状態が解消したときは、保育園等を退所していただかなければなりません。また、保育の必要な事由に該当しない日（仕事がお休み等）につきましては、原則、ご家庭での保育となります。

なお、事情により保育が必要な場合は、在所している保育園等にご相談ください。

入所後、保育の必要な事由が続いていることを確認させていただくため、主に以下の点にご注意、ご協力をお願いします。

### ◆ 家庭の状況・認定の内容に変更があった場合

市内転居、就職・転職・退職、育休からの復職、出産・婚姻・離婚など、家庭の状況や認定内容に変更が生じた場合には、変更内容に応じた書類を提出していただく必要があります。

172ページの「入所後に家庭の状況や教育・保育給付認定の変更があった場合の必要書類」を参考に、保育課保育係または在所する施設に『家庭状況変更届出書』（変更内容により必要書類を添付）や認定の変更申請書類をご提出ください。（保育課への郵送可）

また、転所申請をしている方は、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要となる場合があります。

なお、認定の変更が生じた際、変更前の支給認定証についてはご返却ください。

#### 【在所中に保護者が退職した場合】

『家庭状況変更届出書』および『教育・保育給付認定変更申請書』を提出してください。退職後90日を経過する日が属する月の末日までに『勤務内容証明書』等の「保育の必要な事由の証明書」を提出していただくと、継続して在所することが可能となります。

なお、当該期間内に『勤務内容証明書』等の「保育の必要な事由の証明書」を提出されない（再就職されない等）場合、正当な理由なく届出を怠っていた場合には、退所となります。

#### 【産前産後休暇・育児休業に入る場合】

##### (1) 出産前（認定事由：「労働」⇒「妊娠・出産」）

必要書類：『家庭状況変更届出書』

※ 添付書類・・・母子手帳等（母の氏名・出産予定日がわかるもの）の写し

『教育・保育給付認定変更申請書』

⇒ 認定変更該当月の前月末日までに提出

##### (2) 出産後

###### ① 育児休業を取得する場合（認定事由：「妊娠・出産」⇒「育児休業」）

必要書類：『家庭状況変更届出書』

『勤務内容証明書』（産休・育休欄の記載が必要なため、産後に取得してください）

『教育・保育給付認定変更申請書』

⇒ 出産後から「妊娠・出産」認定期間終了日までに提出

###### ② 育児休業を取得しない場合（認定事由：「妊娠・出産」⇒「労働」）

必要書類：『教育・保育給付認定変更申請書』

⇒ 出産後おおむね1か月以内に提出

『家庭状況変更届出書』『勤務内容証明書』（産休から復職後に取得してください）

⇒ 復職後すみやかに提出

### ◆ 保育園等の欠席（休園）について

お子さんの病気やけがなどにより保育園等を長期間休む場合は、施設長にあらかじめご連絡ください。なお、欠席（休園）期間も保育料（利用者負担額）はかかります。



◆ 出産に伴う在所児童（兄弟）\*の取り扱いについて

※ 在所児童（兄弟）とは、出産日より前に入所したお子さんをいいます。

(1) 育児休業制度を利用する場合（出産後、『家庭状況変更届出書』と育児休業期間が記載された『勤務内容証明書』を提出してください）

- ① 出産時に在所児童（兄弟）が2～5歳児クラス  
→ 兄弟は、卒園まで在所可能です。
- ② 出産時に在所児童（兄弟）が0・1歳児クラス  
→ 兄弟は、原則、出生児童が1歳となる年度の翌年度の4月末まで在所可能です。

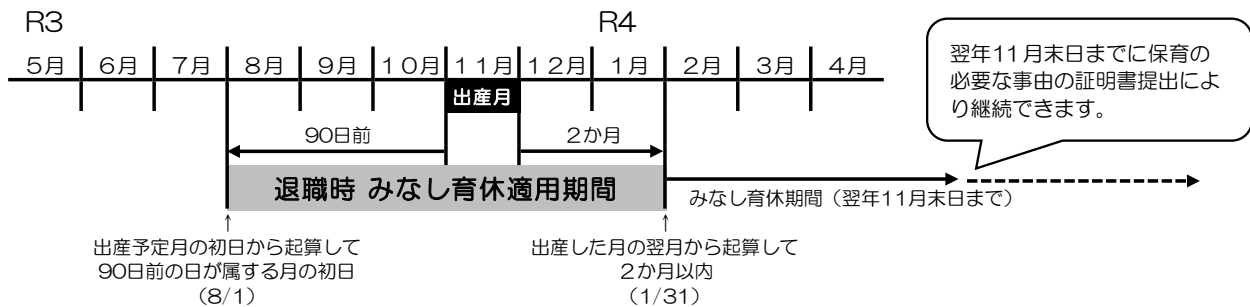
(2) 出産に伴い退職する場合（以下、「みなし育休」という）

出産後に復職の意思がある場合に限り、退職日が出産予定月の初日から起算して90日前の日が属する月の初日以降、出産した月の翌月から起算して2か月以内の期間であれば、出生児童が1歳となる月の末日まで、兄弟は在所可能となります。在所可能期間中に、『勤務内容証明書』を提出してください。

それ以前の退職については、切迫早産等、医師の診断などにより安静等が必要と確認できる場合に限り、みなし育休の適用が認められることがありますので、事前にご相談ください。

【例】母の出産に伴う兄弟の在所要件

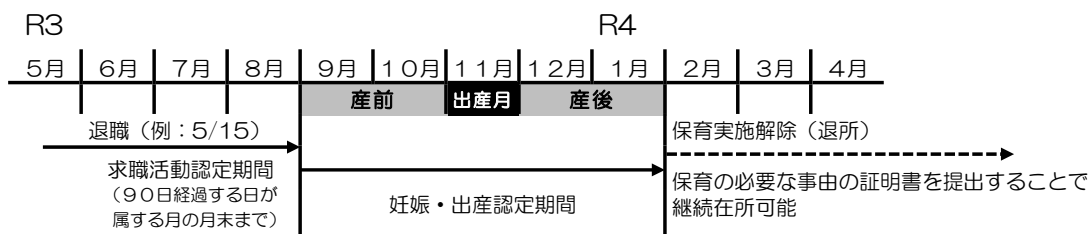
① みなし育休が適用される場合



【上記例の場合】

出産予定月：令和3年11月  
 出産予定月の初日から起算して90日前の日：令和3年8月3日  
 出産予定月の初日から起算して90日前の日が属する月の初日：令和3年8月1日  
 出産した月の翌月から起算して2か月以内：令和4年1月31日まで  
 ➡ 令和3年8月1日～令和4年1月31日の間の退職であれば、  
 令和4年11月30日まで兄弟は在所可能（みなし育休）

② みなし育休が適用されない場合



【上記例の場合】

出産予定月：令和3年11月  
 退職日：令和3年5月15日  
 ⇒ ①の例から、令和3年8月1日～令和4年1月31日の間の退職であれば、みなし育休適用可能だが、  
 適用可能期間外での退職のため、みなし育休は適用不可

求職活動認定：令和3年6月1日～8月31日（退職日から90日経過する日が属する月の月末まで）  
 妊娠・出産認定：令和3年9月～令和4年1月（出産月及び産前2か月、産後2か月の5か月間）

➡ 令和4年1月31日まで兄弟は在所可能

## 15 保育料（利用者負担額）について

### ◆ 決定方法について

利用者負担額は、児童の扶養者である父母および生計・世帯を同一にしている祖父母の市町村民税額（税額控除前）に基づき、児童の年齢に応じて（63 ページ参照）決定します。

令和3年度4月分から8月分までについては、令和2年度市町村民税額を基に、令和3年度9月分から3月分までについては、令和3年度市町村民税額を基に決定します。

なお、朝霞市で必要とする年度の（非）課税証明書の発行ができない方につきましては、別途マイナンバー資料または算定に必要な書類をご提出ください。

### ◆ 納付について

#### ① 保育園に入所される方

- ・納付は口座振替で行います。金融機関に口座が無い場合は口座を開設してください。
- ・利用者負担額は決められた期日までに納付してください。

#### < 令和3年度 利用者負担額口座振替日・納期限 一覧 >

月	口座振替日・納期限	月	口座振替日・納期限	月	口座振替日・納期限
4月	令和 3年 4月30日	8月	令和 3年 8月31日	12月	令和 4年 1月 4日
5月	令和 3年 5月31日	9月	令和 3年 9月30日	1月	令和 4年 1月31日
6月	令和 3年 6月30日	10月	令和 3年11月 1日	2月	令和 4年 2月28日
7月	令和 3年 8月 2日	11月	令和 3年11月30日	3月	令和 4年 3月31日

- ・正当な理由なく利用者負担額を滞納した場合は、子ども・子育て支援法附則第6条第7項により、口座預金や給料等の差押えといった滞納処分を受ける場合があります。
- ・利用者負担額の支払いが困難になった時には、児童手当からの振替などのご相談を随時保育課保育係で受け付けていますので、是非ご利用ください。また、口座を開設できないなど、特別の理由のある方は、納付書での納付について、保育課保育係までご相談ください。

#### ② 認定こども園・地域型保育施設等に入所される方

- ・納期限や納付方法は施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

### ◆ 利用者負担額の変更について

以下①～④のいずれかに該当する場合、利用者負担額が変更になる場合がありますので、必ず保育課保育係までご連絡ください。なお、毎年利用者負担額の算定基準額を確認していますので、確定した課税状況により利用者負担額が見直され、遡って変更となる場合があります。

- ① 市・県民税の修正があったとき
- ② 生活保護が開始または廃止になったとき
- ③ 婚姻・離婚等により世帯構成に変更があったとき
- ④ 同一世帯の方が障害者手帳を取得または返還したとき

※1 令和3年度市町村民税が朝霞市で課税されていない方で、申請時に個人番号を確認できなかった方につきましては、市町村民税額の賦課決定後、別途個人番号資料を提出いただくことがあります。また、保育料の算定対象期間に国外に居住していたなどの事由により、国内で課税がされていない場合は、課税申告に必要な資料をすべて提出していただき、課税担当課へ確認のもと市町村民税額を推算して、利用者負担額を算定します。

※2 未申告や、上記に該当する方の個人番号資料等の提出がない場合は、正確な利用者負担額の算定ができないため、最高額で納付していただくことがあります。

◆ 兄弟姉妹がいる場合について（2・3号認定）

0歳から小学校就学前までの範囲において、認可保育園・認定こども園・地域型保育施設・幼稚園等に通園している兄弟姉妹がいる場合、最年長の子どもから順に2人目は63ページの利用者負担額の半額（100円未満切り捨て）、3人目以降は無料となります。兄弟姉妹が幼稚園等に通園している場合、保育園等の入所が決まりましたら、兄弟姉妹の「幼稚園等在籍申告書」をご提出ください。

また、0～2歳児の第3子以降のお子さんが保育園等に在所している場合、上の子の年齢を問わず、63ページの利用者負担額の半額（100円未満切り捨て）となります。ただし、上の子が既に独立している（別生計である）場合や、第3子が年度途中の入所で入所時に満3歳となっている場合は対象外となります。

なお、詳細につきましては、利用者負担額決定時の通知書に同封する「保育料のきょうだい児軽減（多子軽減）について」をご参照ください。

◆ 年収約360万円未満相当の多子世帯またはひとり親世帯等の場合について

年収約360万円未満相当の世帯で、多子世帯またはひとり親世帯の場合は、きょうだいの年齢に関わらず、保育料が軽減されます。

世帯	世帯の市町村民税所得割額	軽減内容
多子世帯	57,700円未満 (C1～C7階層の一部)	保護者と生計を同一にするお子さんを対象に、年齢を高い順に数えて2番目の子は半額、3番目以降の子は無料となります。
ひとり親世帯等*	77,101円未満 (C1～C8階層の一部)	保護者と生計を同一にするお子さんを対象に、年齢の高い順に数えて1番目の子は半額、2番目以降の子は無料となります。

※ 「ひとり親世帯等」… 母子・父子世帯および障害児（者）のいる世帯

上記内容について、62ページの「保育料軽減制度の早見表」もご覧ください。

◆ 利用者負担額以外の経費について

利用者負担額以外に、以下の費用負担が発生する場合があります。

① 延長保育料

認定されている保育時間外に保育園等を利用する場合、延長保育料が発生する施設があります。延長保育料は、保育園等が施設ごとに設定するため、施設によって費用が異なります。

各施設の延長保育料については、「延長保育料・特別延長保育料一覧」（67～69ページ参照）をご参照ください。また、保育必要量の認定について、37ページもご確認ください。

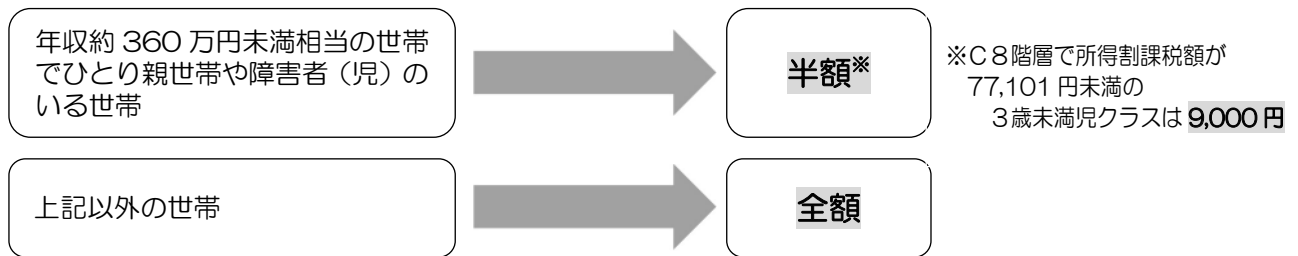
② その他諸経費

延長保育料以外の諸経費として、年齢や施設によって、給食費、教材費、衣服費等の負担が必要となる場合があります。

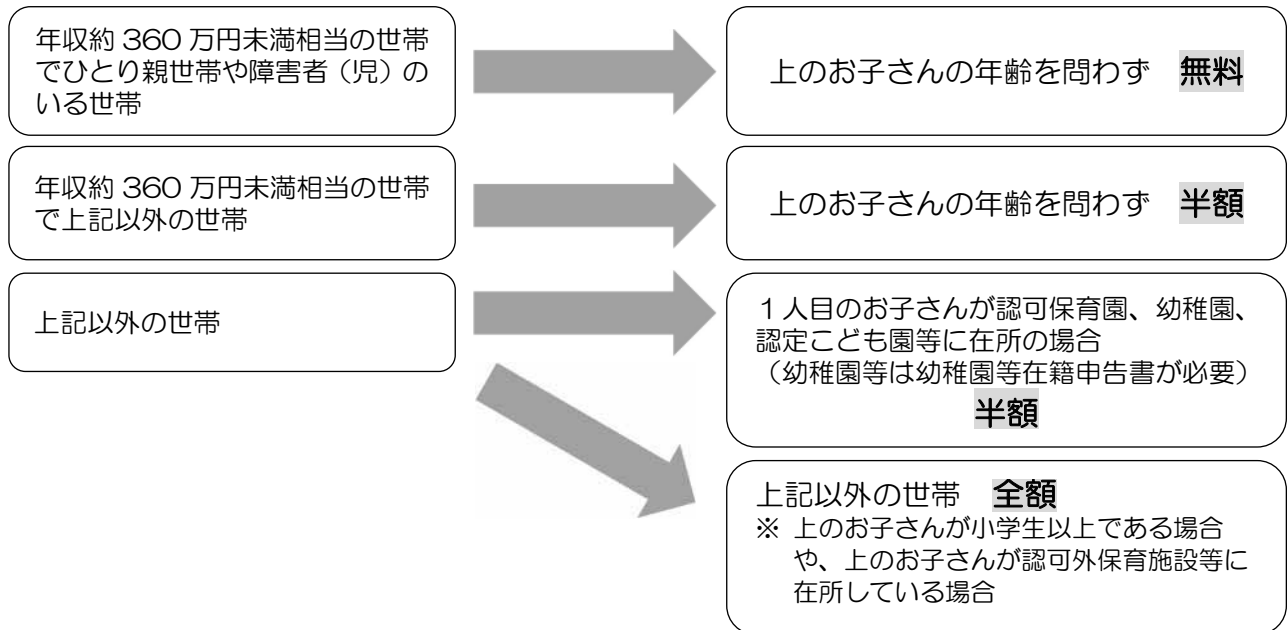
詳細は、「利用者負担額以外の保護者負担諸経費一覧」（64～66ページ）をご確認ください。

## 保育料軽減制度の早見表（3歳未満児クラス）

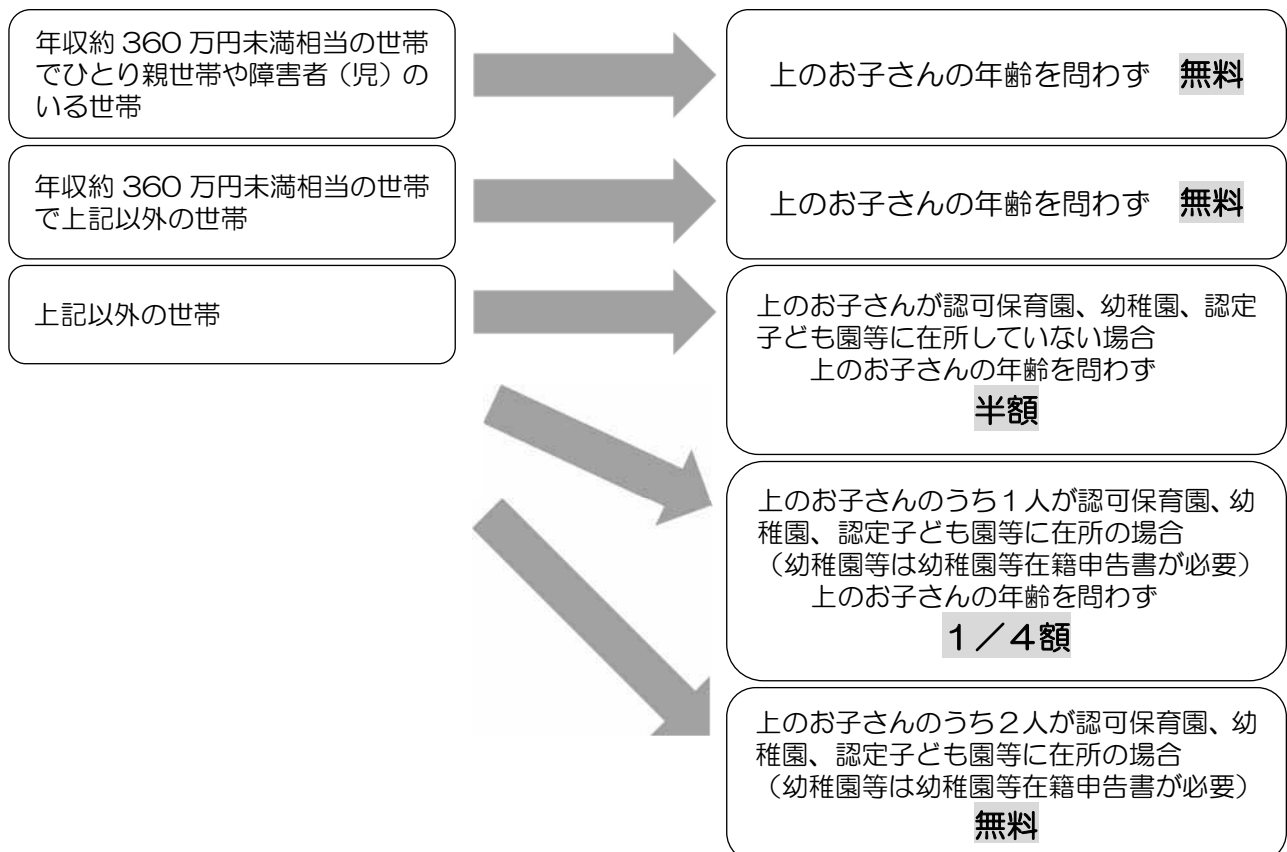
### ★ 1人目のお子さんが保育園等に在籍している場合の保育料（上にお子さんがない方）



### ★ 2人目のお子さんが保育園等に在籍している場合の保育料



### ★ 3人目以上のお子さんが保育園等に在籍している場合の保育料



令和3年度利用者負担額【2号認定・3号認定】

単位:円

各月初日の世帯の階層区分		利用者負担額(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児クラス		3歳以上児クラス		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	一律 0		
B	市町村民税非課税世帯	0	0			
C1	市町村民税課税世帯	均等割額のみ	6,400			6,200
C2		所得割課税額が2,200円未満	7,000			6,800
C3		所得割課税額が2,200円～4,400円未満	7,900			7,700
C4		所得割課税額が4,400円～6,600円未満	8,600			8,400
C5		所得割課税額が6,600円～21,000円未満	10,100			9,900
C6		所得割課税額が21,000円～39,000円未満	12,100			11,800
C7		所得割課税額が39,000円～75,000円未満	16,300			16,000
C8		所得割課税額が75,000円～111,000円未満	21,500			21,100
C9		所得割課税額が111,000円～147,000円未満	27,000			26,500
C10		所得割課税額が147,000円～183,000円未満	33,700			33,100
C11		所得割課税額が183,000円～219,000円未満	38,300			37,600
C12		所得割課税額が219,000円～246,000円未満	42,400			41,600
C13		所得割課税額が246,000円～264,000円未満	46,300			45,500
C14		所得割課税額が264,000円～282,000円未満	48,400			47,500
C15		所得割課税額が282,000円～318,000円未満	49,200			48,300
C16		所得割課税額が318,000円～360,000円未満	50,000			49,100
C17		所得割課税額が360,000円～410,000円未満	50,800			49,900
C18		所得割課税額が410,000円～460,000円未満	51,700			50,800
C19		所得割課税額が460,000円～510,000円未満	52,700	51,800		
C20		所得割課税額が510,000円以上	53,700	52,700		

備考

住宅借入金等特別控除や配当控除、外国税額控除、寄附金控除等がある場合は、控除前の税額を適用します。

また、この利用者負担額のほかに、各施設・事業によっては、給食費、教材費・行事代等の実費徴収費、延長保育料がかかることがあります。詳細は、64～69ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、利用者負担額決定時の通知書に同封する案内をご参照ください。

# 利用者負担額以外の保護者負担諸経費一覧

施設	給食費月額(3~5歳児のみ)		教材費	遊び着代	布団乾燥代	遠足代	その他	備考
	主食費	副食費						
公園園	700円	4,500円	・名札 80円 ・1,2歳児連絡帳 140円 ・0歳児連絡帳 154円	・紅白帽子(日よけあり) 760円	なし		・じゃがいも、サツマイモ代(施設による) ・行事の時の写真代(希望者のみ)	
宮戸	700円	4,500円	なし	なし	なし		・行事や保育の様子の写真代(写真屋さんによる撮影後、年5回ネット販売、希望者のみ)	
仲町	700円	4,500円	・園児帽子 800円	なし	なし		・行事や保育の様子の写真代(ネット販売、希望者のみ) ・なつまつりのチケット代(希望者のみ)	
大山	1,500円	4,500円	・通園カバン 4,100円(入園時) ・シール帳(シール込) 680~700円 ・おたより帳+筆袋袋 0歳児 700円 1~5歳児 500円	・カラ-帽子 1,150円 ・ジャージ(半袖、半ズボン) 5,000円(3歳以上児)	300円/月(入園した翌月から)		・お泊り保育準備品 5,000円 ・写真などの写真代(希望者のみ) ・卒園準備金 2,500円/月(3歳児) ・行事費 1,000円/月(0歳児~) ・保護者証 110円/1つ	・通園カバンは任意購入
しろこげと道の根ゆりの木朝顔にいろどれみきっすハウス	1,500円	4,500円	・名札 160円 ・出席シールブック(シール込) 700~750円 ・連絡帳 220~240円 ・教材一式 2,500円(粘土、クレヨン、はさみ、他)	・カラ-帽子(日よけタイプ) 1,200円 ・遊び着(冬) 1,600円(夏) 1,600円 ・体操着(上・下) 4,200円	なし		・お泊り保育4,5歳児 1,500円 ・写真、DVD代(希望者のみ) ・行事費 1,000円/月(0~5歳児)	
あさかたんぼぼ	1,500円	4,500円	・湖プラシ 1本200円 ・教材費 1,000円/年(3歳児以上) ・こどものとも絵本代 420~円/月(5歳児)	なし	なし		・保育参加給食費 200円 ・親子クッキング 雑200円 子100円 ・卒園アルバム代 500円 ・布おむつ処理代 0~1歳児 1,000円/月	・写真代(ネット販売希望者のみ)
第二あさかたんぼぼ	1,500円	4,500円	・湖プラシ 1本200円 ・教材費 1,000円/年(3歳児以上) ・こどものとも絵本代 420円/月(5歳児)	なし	なし		・保育参加給食費 200円 ・親子クッキング 雑200円 子100円 ・卒園アルバム代 500円 ・布おむつ処理代 0~1歳児 1,000円/月	・写真代(ネット販売希望者のみ)
さわらび	1,500円	4,500円	・名札 160円 ・出席ブック及びシール 730円 ・せいさくカード及びひかずことば 1,360円 ・ピアニカ吹き口(3歳児以上) 450円 ・他必要に応じて実費	・カラ-帽子(日よけあり) 1,000円	なし		・さつまいも膨り代(希望者のみ) ・行事の写真代(希望者のみ) ・お泊り保育(5歳児)(希望者のみ)	
朝霞どろんこ三原どろんこ仲町どろんこ	2,000円	4,500円	・名札 150円×2個 ・製作ブック 200円 ・クレパス 726円(3歳以上児) ・鍵盤ハーモニカ(5歳児) 5,500円	・帽子 1,100円 ・草履(冬季裸足保育用) 1,700円	なし		・銭湯代(3~5歳) 200円/月 ※入浴した場合のみ ・写真代(アプリ内販売、希望者のみ) ・後援会費 3,000円/年(任意)	・クレパス、鍵盤ハーモニカは任意購入
太陽と大地	1,500円	4,500円	・名札 160円 ・出席ブック及びシール 730円 ・せいさくカード及びひかずことば 1,360円 ・ピアニカ吹き口 450円(2歳児以上の希望者) ・他必要に応じて実費	・カラ-帽子(日よけあり) 1,000円	なし		・さつまいも膨り代(希望者のみ) ・行事の写真代(希望者のみ) ・お泊り保育(5歳児)(希望者のみ)	
朝霞ゆりかごペビールームゆりかご	1,500円	4,500円	・健康手帳 300円程度 ・乳児連絡帳 200円程度(0~2歳) ・幼児出席ブック及びシール 550~700円(3~5歳) ・教材費 お写真箱一式(3歳児以上) 約94,000円前後 ・防災頭巾 1,900円程度(3歳児以上)	・帽子(日よけあり) 950円	なし		・サツマイモ膨り代 ・行事の写真代(希望者のみ) ・卒園アルバム家裁(朝霞ゆりかご) ・お泊り保育(5歳児)実費 ・卒園遠足(5歳児)実費 ・レンタル布団 650円/月(朝霞ゆりかご) ・コットカバー 1,800円程度(ハビールームゆりかご)	
いずみばし	1,500円	4,500円	・連絡帳及びシール 600円 ・教材費一式 粘土、クレヨン、お絵かき帳等 3,800円前後 ・ピアノカふき口 388円 ・なわとび 388円 ・連絡帳ケース 260円	・帽子(日よけあり) 880円	2,400円(年間)		・さつまいも膨り代(希望者のみ) ・行事の写真代(希望者のみ) ・夏祭りのチケット代(希望者のみ) ・卒園対策費(5歳児のみ)	
ひまわりつしかえちみばら	1,500円	4,500円	・連絡帳 150~220円 ・集金ホルダー 430~450円 ・出席ノート(3~5歳児) 730円 ・他必要に応じて実費	1歳児以上 ・カラ-帽子 1,050円(日よけ付) 2歳児以上 ・長袖ズモッグ 1,500円 ・体操着 3,600円	なし		・オムツ処理代 300円/月 ・コット使用代 1,500円/年(初回2,000円) ・コットカバー 2,000~2,350円 ・写真代(希望者のみ) ・お泊り保育代(実費)	
ひだまりの森	2,000円	4,500円	・月刊誌 350~500円前後 ・名札 120円 ※年齢によって異なります ・連絡帳代(0歳児)200円 (1~5歳児)200円 ・出席ノート(3~5歳児)※毎年変動あり	・カラ-帽子(日よけあり) 900円 ・体操着(上) 1,600円(下) 1,150円	毎月200円 ※保護者実費より徴収		・布オムツ代 1枚16円 ・行事写真代(希望者のみ) 1枚50円 ・卒園遠足、お泊り保育代(実費) ※5歳児のみ ・夏まつりのチケット代(希望者のみ)	新型コロナウイルスの状況次第では、行事の内容等に変更あり。

施設	給食費		教材費	遊び着代	布回 乾燥代	遠足代	その他	備考
	主食代	副食代						
あさしがおかアランチュ	1,500円	・保育利用 4,500円 ・教育利用 3,000円	・名札 138円 ・0歳児連絡帳他 757円 ・シール帳2～5歳児 561～702円 ・教材費2～5歳児 2,000～2,600円 ・英語・ひらがな・かずワーク3歳児以上 (実費昨年年度1,000円) ・ピアニカ5歳児 5,000円 ・ピアニカ5歳児 2,95円	・カラ・帽子(日よけ有) 1,008円 ・2歳児以上体操着上下 2,880円 ・3歳児以上長袖スモック 1,210円	なし	遠足代は行先により実費	・行事代 500～1,000円(年3回) ・お楽しみ保育5歳児 3,000円(希望者) ・行事の記念写真希望者 ・オムツ処理代 200円/月 ・卒園品積立 1,200円/年(3歳児以上) ・特別教室代 ・2歳児1,000円/月 3歳児以上2,500円/月	教材・ピアニカは送料可 英後受験代 2,500円/年
あさかだいアランチュ	1,500円	4,500円	・名札 138円 ・シール帳2～5歳児 561～702円 ・教材費2～5歳児 2,000～2,600円 ・英語・ひらがな・かずワーク3歳児以上 (実費昨年年度1,000円) ・ピアニカ吹き口5歳児 550円 ・お誕生カード 295円	・カラ・帽子(日よけ有) 1,008円 ・2歳児以上体操着上下 2,880円 ・3歳児以上長袖スモック 1,210円	なし	遠足代は行先により実費	・行事代 500～1,000円(年3回) ・行事の記念写真希望者 ・写真代(希望者) ・オムツ処理代 200円/月 ・卒園品積立 1,200円/年(3歳児以上) ・レッスン代(英語500円/月、体操700円/月) ・リトミック500円/月、体操700円/月)	連絡帳は不使用(保育ア プリ使用)
メリーポピンズ朝霞台 メリーポピンズ朝霞南口	2,000円	4,500円	・名札 150円 × 2個 ・製作ハシク 200円	・帽子 1,100円 ・草履(冬季裸足保育用) 1,700円 (kids朝霞ルームのみ)	なし	交通費・入場料等の実費	・銭湯代(3～5歳) 200円/月 ※入浴した場合のみ ・写真代(アプリ内販売、希望者のみ) ・後援会費 3,000円/年(任意)	クレパス、草履、鍵盤 ハーマニカは任意購入
仲町エンゼル 朝霞本町エンゼル 朝霞台エンゼル 三原エンゼル 西井財エンゼル	-	-	・名札 150円 × 2個 ・製作ハシク 200円	・帽子 1,100円	なし	交通費・入場料等の実費	・写真代(アプリ内販売、希望者のみ) ・後援会費 3,000円/年(任意)	
駅前おれんじベビー	-	-	・連絡帳 150～200円 ・集金ホルダー 300～450円 ・他必要に応じて実費	1歳児以上 ・カラ・帽子 1,050円(日よけ付) 2歳児以上 ・長袖スモック 1,500円 ・体操着レンタル代 1,000円/年	なし	場所に応じて入園料、交通費等(実費)	・オムツ処理代 300円/月 ・ベッド使用代 1,500円/年(初回2,000円) ・コットカバー 2,000～2,200円 ・写真代(希望者のみ)	
白百合園 愛育園	2,000円	4,500円	・カスターネット(0歳児) 180円/回 ・クレヨン、粘土、粘土ケース、カスターネット (1～2歳児) 1,450円/回 ・連絡帳袋、汚れ物袋、集金袋一式 800円/回(全年齢) ・れんらくちんよう(全年齢) 300円/月 ・月刊絵本 440円/月(全年齢)	なし	なし	なし	・軽食代(延長保育希望者のみ) 50円/回 ・行事等の写真代(希望者のみ) ・保育士体験給食代 250円 ・ICカード代 400円/人	
北原	1,500円	4,500円	・ECC代(2～5歳児) 600円/月 ・連絡帳(0～2歳児) 440円(3～5歳児は各自用意) ・教材一式 4,670円 ・自由画帳 270円(4～5歳児)	・カラ・帽子(日よけ付) 920円	なし	場所、内容によって実費	・布回使用料 1,500円/年 ・オムツ処理代 0.1歳児 2,000円/年 2歳児 1,000円/年 3歳児以上は個別対応 ・行事等の写真代(希望者のみ) ・卒園関連費(5歳児)実費	バス送迎あり(有料) 7:30北朝霞(送) 18:15北朝霞(迎)
おれんじゆめ	1,500円	4,500円	・名札 230円 ・幼児お便り帳(シール込み) 710円 ・お知らせ袋 210円 ・ペーパータオル 250円 ・悪い出アイル 500円 ・絵本代、教材費(実費、クラスによって異なります)	・カラ・帽子(日よけあり) 990円	2,400円 (年間)	場所により実費	・保育士体験給食 250円 ・写真代 ・卒園関連費(希望者のみ) ・卒園関連費(5歳児)実費	卒園積立金を実施
元氣キッズ第二朝霞園 元氣キッズ朝霞園 元氣キッズ朝霞南園 元氣キッズ第二朝霞南園 元氣キッズあさかりードタウン園 (仮称)元氣キッズ第二あさかりードタウン園	1,000円	4,500円	・カスターネット(0歳児) 180円/回 ・クレヨン、粘土、粘土ケース、カスターネット (1～2歳児) 1,450円/回 ・連絡帳袋、汚れ物袋、集金袋一式(0～2歳児) 800円/回 ・れんらくちんよう(0～2歳児) 300円/月 ・連絡帳袋、汚れ物袋、集金袋一式(3～5歳児) 800円 ・3～4歳級教材費 9,000円/回 ・5歳級教材費 9,500円/回 ・ワーク 2歳児 410円、4歳児 820円、5歳児 810円 ・月刊絵本 440円/月(0～2歳児)、400円/月(3歳児)、430円/月(4、5歳児)	・カスターネット 1,000円(1歳児以降のみ)	なし	・お別れ遠足(5歳児のみ)実費負担	・お昼費用コットカバー 2,000円 (3歳児以降のみ、任意) ・卒業アルバム(5歳児のみ)2,000円 ・写真購入(希望者のみ) ・衛生費 300円/月	
めぐみ	-	-	なし	・帽子代600円	なし	なし	なし	・年度未配布フォトブック & 写真、連絡帳は無料 です。

(次のページに続きます)

※上記の保護者負担経費は、令和3年度の予定を各施設に回答いただいたもので、令和3年度確定額ではありません。  
 ※後援会費及び保護者委員は保護者が自主的に行っています。(会費は園の行事等で使用)  
 ※詳しい内容については各保育園等にお問い合わせください。

# 利用者負担額以外の保護者負担諸経費一覧(続)

施設	給食費月額(3~5歳児のみ)		給食費	給食費月額(3~5歳児のみ) 副食費	給食費月額(3~5歳児のみ) 主食費	給食費月額(3~5歳児のみ)		給食費	給食費月額(3~5歳児のみ) 副食費	給食費月額(3~5歳児のみ) 主食費	給食費月額(3~5歳児のみ)	給食費月額(3~5歳児のみ)	給食費月額(3~5歳児のみ)	給食費月額(3~5歳児のみ)	給食費月額(3~5歳児のみ)
	給食費月額(3~5歳児のみ)														
さくらんぼ	-	-	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
しらとり ひざおりしらとり 幸町しらとり	-	-	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
さつき	-	-	・帽子 935円 ・連絡帳 440円 ・自由画帳 310円	・連絡帳袋 110円 ・粘土セット 356円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
エルアンジュ プチアンジュ	-	-	・連絡帳 入園早 757円 連絡帳 用紙300円 ・教材費2歳児 2,200円(クレヨン・粘土・粘土ケース・はさみ・のり 他) ・お誕生カード 295円	なし	・カラ-帽子(日よけ有) 1,008円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
フェリーチェ	-	-	なし	なし	・帽子代 966円(前年度委縮)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ちゅうりっぷ	-	-	・名札 200円 ・あそびのたよりハンカチ代 700円 ※乳児は連絡ノート 500~600円	なし	・帽子(実費)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
さつき第二	-	-	・連絡帳 185円 ・連絡帳袋 240円	なし	帽子(お散歩用) 1.2歳児のみ 950円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
朝霞たちはな	-	-	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
Jキッズガーデン	-	-	なし	なし	・コートカバー 1,760円(購入仕業) ・カラ-帽子 920円(前年度委縮)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

※上記の保護者負担経費は、令和3年度の予定を各施設に回答いただいたもので、令和3年度確定額ではありません。  
 ※後援委員会及び保護者会費は保護者が自主的に行っています。(会費は園の行事等で使用)  
 ※詳しい内容については各保育園等にお問い合わせください。



# 延長保育料・特別延長保育料 一覧 (2号・3号認定)

※利用が可能な月齢等、詳細は各施設にお問い合わせください。

施設	延長保育設定時間		延長保育料金 (月額)	延長保育料金 (スポット)	特別延長保育設定時間		特別延長保育料金 (月額)	特別延長保育料金 (スポット)	減免	備考
	標準	短			標準	短				
公営園	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	/		/			
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
宮戸	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	19:00 ~ 20:00		750円/30分 1,500円/30分			※土曜日は19時で閉園
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
仲町	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	19:00 ~ 20:00		5,000円/30分 10,000円/60分			スポーツについては月額料金を上限とし、超えた場合は月額と同じ。 ※土曜日は19時で閉園
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
大山	標準	18:00 ~ 19:00	2,000円/30分	200円/30分	19:00 ~ 20:00		7,500円/30分 15,000円/60分			スポーツについては月額料金を上限とし、超えた場合は月額と同じ。 ※土曜日は19時で閉園
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
しらこぼと※1 滝の根※1 ゆりの木※1 朝霞にしいら※1 どれみキッズハウス※2	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	19:00 ~ 19:30		5,000円/30分			※1 土曜日は19時で閉園 ※2 どれみキッズハウスは平日含め、19時で閉園
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
あさかたんぼぼ 第二あさかたんぼぼ	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	/		/			
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
さわらび 太陽と大地	標準	①18:01 ~ 18:30 ②18:31 ~ 19:00	①2,000円 ②2,000円	200円/30分	19:01 ~ 19:30 ②19:31 ~ 20:00		①5,000円/30分 ②10,000円/30分			スポーツについては上限を2,000円とし、超えた場合は月額と同じ。 スポーツのみ。 月額料金利用の場合、事前に申請書の提出必須
	短	7:00 ~ 8:29 16:31 ~ 19:00								
朝霞どろんこ 三原どろんこ 仲町どろんこ メリーボビンス朝霞 メリーボビンス朝霞kids朝霞 メリーボビンス朝霞台 メリーボビンスkids北朝霞 メリーボビンス北朝霞 メリーボビンス朝霞東口 メリーボビンス朝霞南口	標準	18:01 ~ 19:00	5,000円/30分	500円/30分	/		/			
	短	7:00 ~ 8:30 16:31 ~ 19:00								
朝霞ゆりかご ベビールームゆりかご	標準	18:01 ~ 19:00	2,000円/30分	200円/30分	/		/			
	短	7:00 ~ 8:30 16:31 ~ 19:00								

(次のページに続きます)

# 延長保育料・特別延長保育料 一覧 (2号・3号認定)

※利用が可能な月齢等、詳細は各施設にお問い合わせください。

施設	延長保育設定時間		延長保育料金 (月額)	延長保育料金 (スポット)	特別延長保育設定時間		特別延長保育料金 (月額)	特別延長保育料金 (スポット)	減免	備考
	標準	短			標準	短				
いずみばし 北原	標準	18:00～19:00	2,000円/30分	200円/30分	標準	/	/	/	/	/
	短	7:00～8:30 16:30～19:00								
さつき さつき第二	標準	18:00～19:00	0円	0円	標準	/	/	/	/	/
	短	7:00～8:30 16:30～19:00								
ひまわり つくし かえで※ みはら※ 朝霞本町エンゼル※ 三原エンゼル※	標準	18:00～19:00	2,000円/30分	200円/30分	標準	19:00～19:30 19:30～20:00 ※土曜日は全施設 19:00まで	5,000円/30分 10,000円/60分	500円/30分	/	※かえで保育園、みはら保育園、朝霞本町エンゼル保育室、三原エンゼル保育室は19時30分で閉園
	短	7:00～8:30 16:30～19:00								
仲町エンゼル 朝霞台エンゼル※ 西弁財エンゼル※	標準	18:00～19:00	2,000円/30分	200円/30分	標準	19:00～19:30 19:30～20:00 ※土曜日は全施設 19:00まで	7,000円/30分 14,000円/60分	700円/30分	/	※朝霞台エンゼル保育室、西弁財エンゼル保育室は19時30分で閉園
	短	7:00～8:30 16:30～19:00								
ひだまりの森	標準	18:00～19:00	2,000円/30分	200円/30分	標準	/	/	/	/	/
	短	7:00～8:30 16:30～19:00								
あさがおかアンジュ あさかだいアンジュ エルアンジュ※ プチアンジュ※	標準	18:01～19:00	1,000円/15分	100円/15分	標準	19:01～19:30 ※土曜日は全施設 19:00まで	3,000円/15分	300円/15分	【延長保育部分】 生活保護世帯及び非課税世帯は0円	月極延長利用時には申請書が必要 ※エルアンジュとプチアンジュは19時で閉園
	短	7:00～8:30 16:30～19:00								
おれんじべー おれんじゆめ	標準	18:00～19:00	0円	0円	標準	/	/	/	/	/
	短	7:00～8:30 16:30～19:00								
白百合園 愛育園	標準	18:00～19:00	0円	0円	標準	19:00～19:30	幼児 5,000円 乳児 6,000円	幼児 250円/15分 乳児 300円/15分	生活保護世帯及び非課税世帯は0円	※愛育園は19時で閉園
	短	7:00～8:30 16:30～19:00								
元氣キッズ第二朝霞岡園 元氣キッズ朝霞岡園 元氣キッズ朝霞根岸台園 元氣キッズ第二朝霞根岸台園 元氣キッズあさかりロードタウン園 (仮称)元氣キッズ第二あさかりロードタウン園	標準	18:00～19:00	2,000円	250円/30分	標準	/	/	/	/	スポット利用については月額料金を上限とし、超えた場合は月額と同じ。
	短	7:00～8:30 16:30～19:00								

# 延長保育料・特別延長保育料 一覧 (2号・3号認定)

※利用が可能な月齢等、詳細は各施設にお問い合わせください。

施設	延長保育設定時間		延長保育料金 (月額)	延長保育料金 (スポット)	特別延長保育設定時間		特別延長保育料金 (月額)	特別延長保育料金 (スポット)	減免	備考
	標準	短			標準	短				
めぐみ	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	標準	①19:01 ~ 19:30 ②19:31 ~ 20:00 ※土曜日は19:00閉園	①5,000円(30分) ②13,000円(60分)	①19:01 ~ 19:30/500円 ②19:31 ~ 20:00/800円	延長保育部分のみ生活保護世帯及び非課税世帯は0円	特別延長保育ご利用には事前申請が必要です。当日キャンセルはできません。月極特別延長保育ご利用には書類申請が必要です。
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
さくらんぼ	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	標準	/	/	/	/	/
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
しらとり ひざおりしらとり 幸町しらとり	標準	18:00 ~ 19:00	2,000円/30分	200円/30分	標準	/	/	/	生活保護世帯及び非課税世帯は0円	/
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
ファミリーチェ	標準	18:00 ~ 19:00	2,000円/30分	385円/30分	標準	19:00 ~ 20:00	6,000円/30分	600円/30分	延長保育部分のみ生活保護世帯及び非課税世帯は0円	※土曜日は19時で閉園
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
ちゅうりっぷ	標準	7:00 ~ 7:30 18:30 ~ 19:00	3,000円/30分	300円/30分	標準	/	/	/	生活保護世帯及び非課税世帯は0円	/
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
朝霞たちばな	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	標準	/	/	/	/	/
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
Jキッズガーデン	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	標準	19:00 ~ 19:30	5,000円/30分	500円/30分	/	※土曜日は19時で閉園
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								

## 16 退所について

- ① 家庭での保育が可能となった場合や転出等により退所する際には、すみやかに退所する意向を在所している保育園等にお伝えいただき、退所日の1週間前までに在所施設（市内園のみ）または保育課保育係へ『保育所等退所届兼退所報告書（様式第19号）』を提出してください。

なお、施設により、施設専用の退所届も提出を求められる場合がありますが、必ず、市の書式（様式第19号）についてもご提出をお願いします。提出がない限りは退所とすることができず、その間は利用者負担額が発生してしまいます。

- ② 退所日を『保育所等退所届兼退所報告書』の提出日より前にすることはできません。また、退所日までの利用者負担額は負担していただくこととなりますのでご注意ください。

- ③ 保育の必要な事由に該当しなくなった場合は、保育実施期間内でも退所となります。（在り施設が認定こども園の場合で、教育利用枠に空きがあるときは、利用枠を変更することにより継続在りが可能となる場合があります。）

- ④ 朝霞市外へ転出後も継続して通所を希望する場合

朝霞市外へ転出し、引き続き同じ保育園等への通所を希望されるときにも、『保育所等退所届兼退所報告書』の提出が必要です。転出後、転出先の市区町村を通じて、継続通所の申請をしていただく必要があります。

なお、年度内の在りは可能となりますが、次年度以降も引き続き在りが可能な条件は以下のとおりです。

- 民設民営保育園・認定こども園・地域型保育施設  
⇒ 朝霞市内での勤務地の有無を問わず在り可能【在り要件なし】
- 公設（公営・民営）保育園  
⇒ 保護者のいずれかが朝霞市に勤務地がある場合のみ在り可能【在り要件あり】

【例】10月20日で朝霞市から〇〇市へ転出し、引き続き朝霞市の保育園等へ通う場合

- (1)10月20日までに『保育所等退所届兼退所報告書』を提出
- (2)10月31日までに〇〇市へ転入手続き
- (3)10月31日までに『利用調整申請書』（書類名は自治体による）を〇〇市へ提出
- (4)〇〇市から朝霞市へ利用調整申請にかかる協議書の送付
- (5)朝霞市が〇〇市へ利用の決定
- (6)〇〇市から保護者へ利用決定の連絡

※ この場合の利用者負担額について

10月分までは、朝霞市で決定した利用者負担額を納付していただきます。

11月分からは、〇〇市で決定した利用者負担額を納付していただきます。

## 17 育成（障害児）保育について

### ◆ 育成保育とは

育成保育とは、心身の障害の有無にかかわらず、子どもたちが保育園でともに過ごす（統合保育）なかで、お互いをわかりあい助け合える豊かな人間性を育み、これらを通じて、子どもたちが安全で健やかに生活できるように育成することを目的とするものです。

### ◆ 実施保育園（公設公営及び公設民営保育園）

浜崎・東朝霞・溝沼・本町・根岸台・北朝霞・栄町・泉水・さくら・宮戸・仲町保育園

※ 父母が保育の必要な事由を有する場合には、民設保育園等への申請も可能です。

### ◆ 対象児童

朝霞市にお住まいの心身に障害のあるお子さんが対象です。

**統合保育（集団保育）が難しい場合は入所とならないことがあります。**

※ 統合保育が難しい場合でも、保育の必要な事由を有するときに限り、障害の程度によっては居宅で保育を行う「居宅訪問型保育」（実施事業者：元気キッズホーム朝霞、定員1名）を受けられることがあります。詳細は保育課保育係までお問い合わせください。

### ◆ 保育時間

・保育時間は、原則として平日の午前8時30分から午後4時30分までです。

ただし、保育の必要な事由に応じて、その他の時間を決定することがあります。

※ 保育園の職員体制が整うまでは、入所をお待ちいただくことや、「体験保育」での様子などを参考に、上記原則の時間での保育と判断される場合もありますので、ご了承ください。

### ◆ 利用者負担額

利用者負担額は60～63ページにより算定されます。

### ◆ 育成保育入所申込みについて

育成保育は翌年度4月入所のための申込み（10月頃受付）となります。

### ◆ 育成保育での取組み

・育成保育で入所したお子さんに、状況に応じて職員を追加配置（加配）します。

・育成保育では、お子さんのより望ましい発達や適切な保育を促すため、相談員（臨床心理士、作業療法士等）による「巡回相談」を行っています。

・巡回相談の様子を踏まえた保育計画・方針について話し合い、各保育園の情報交換を行うことによる育成保育の目的達成を目指し、「育成協議会」を年3回実施しています。

※ 民営の宮戸・仲町保育園では、巡回相談の内容が異なりますので、詳しくは各保育園にお問い合わせください。

### ◆ その他

・個別にご説明が必要となるため、事前に保育課保育係までご相談ください。

・利用内定となった保育園でのお子さんの面談および体験保育の結果、統合保育（集団保育）に適さないと判断された場合や、保育士の加配、看護師が必要と判断された場合には、入所をお待ちいただくことや利用内定となった保育園には入所とならないことなど、利用調整結果が取り消されることがありますのでご了承ください。

## 18 保育園での生活について

- ここでは公営保育園をモデルにご紹介しています。民営保育園、認定こども園および地域型保育施設と異なる内容もありますので、ご不明な点は、各施設にお問い合わせください。

### ◆ 登園前の健康チェックについて

小さいお子さんほど体調が急に悪くなることが多いものです。朝、お子さんの様子を確認してから登園するようにお願いします。いつもと違う様子ときは、担任にご連絡ください。

- ・保護者の目で健康状態を確かめてください。（機嫌・顔色・表情・食欲・排泄 など）
- ・お子さんの様子が普段と違うときや家庭で薬を飲ませている場合は、必ずご連絡ください。

### ◆ 登園・降園について

登園・降園の際には、以下のことにご注意ください。

- ・登園・降園は決められた時間内をお願いします。やむを得ず、送迎時間や送迎者に変更がある場合は、必ず事前にご連絡ください。また送迎者には、身分を証明するものを提示していただくこともあります。※小学生の送迎は認めていません。
- ・登園した時はお子さんを確実に保育者に託し、降園する時も必ず声をかけてください。
- ・家からお菓子・玩具等は持ち込まないようにしてください。

### ◆ 生活について

保育園での生活をより快適に送るために、ご家庭でも以下のことにご協力ください。

- ・朝食を摂ってから登園しましょう。
- ・早寝、早起きを心がけ、生活のリズムを大切にしましょう。
- ・清潔を保つために、お子さんの排泄のタイミングに合わせて、おむつ替えやトイレの促しをしましょう。
- ・自分で着替えをする意欲ができるように、簡単で動きやすい衣服にしましょう。
- ・気温の変化に応じて調節できる服装にしましょう。
- ・お子さんの足に合った履きやすい運動靴を選びましょう。

### ◆ 家庭との連絡について

保育園では、保護者の方にご連絡をさせていただく場合もございますので、次のことにご注意ください。（58～59 ページの「入所後のお願い」もご参照ください。）

- ・保育園を欠席する場合は、当日の午前9時までに連絡をお願いします。
- ・保護者の連絡先は常に明確にしておいてください。
- ・園からの連絡物（連絡帳・園だより・献立表・掲示物等）をよくご確認ください、提出物がある場合は期日を守ってください。

### ◆ 病気について

- ・持病のあるお子さんは事前にお知らせください。（ひきつけ・脱臼・ヘルニア・喘息・アレルギーなど）
- ・**37度4分**を超えた場合や体調が悪い（下痢など）時は、状態に応じて連絡します。連絡がありましたら至急お迎えに来てください。
- ・薬を飲むような状態の時は自宅で静養し、元気になってから登園してください。
- ・伝染性の病気にかかった後の登園は、医師の診断を受けて証明書を必ず提出してください。
  - ※ 証明書の書式は保育園等にありますが、また、75 ページをコピーしてご利用いただくことも、市ホームページからダウンロードすることも可能です。
  - ※ 保育園は集団で保育をしています。社会状況により、内容が変更になる場合があります。

◆ 乳幼児がかかりやすい病気

お子さんが保育園生活のなかでかかりやすい病気をまとめて記載しています。表の右欄「証明書」に「要」と記載している病気は伝染性の高い病気ですので、完治した後、登園するには、医師の証明書が必要となります。

※表以外の病気でも、医師の証明書が必要となる場合がありますので、ご了承ください。

病名	潜伏期間	症状	その他	証明書
インフルエンザ	1～4日	全身症状をともなう重いかぜ。悪寒、高熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身がだるい、咳・のどの痛み、目の充血がある。	発症(発熱)した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで。抗インフルエンザウィルス薬を服用した日は家庭で安静に過ごしましょう。	要
百日咳	7～10日	熱はほとんどなく夜間に咳をするのが特徴である。咳は1つ始めると連続して出る。10～20回コンコンして最後にヒューと息を吸う。乳児では無呼吸になることがある。	先天性免疫が無く、生後まもなくでもうつる。	要
麻疹 (はしか)	8～12日	発熱とともに咳・くしゃみ、鼻汁、目やに、結膜の充血がある。熱が下がり再び上昇してくると発疹が出始める。頬の内側に白い斑点(コプリック斑)が見られる。		要
風疹 (3日ばしか)	16～18日	発熱とともに発疹が出て3～4日で消える。耳・首の後ろのリンパ節が腫れる。		要
水痘 (水ぼうそう)	14～16日	発熱とともに発疹が水疱となり、全身に広がる。頭にも出るのが特徴である。		要
带状疱疹	不定	小水疱が神経にそった形で帯状に現れる。かゆみや痛みを訴える場合が多い。	水痘にかかっていない児が接触すると水痘を発症する。	要
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	16～18日	発熱・食欲不振・耳下腺が腫れ、痛みがある。	約3割は耳下腺が腫れないで免疫がつく。(不顕性感染)	要
咽頭結膜熱 (プール熱)	2～14日	急に高熱が出る。咽頭炎・目の充血がひどい。		要

病名	潜伏期間	症状	その他	証明書
流行性角結膜炎	2～14日	涙目、目の充血、目やにが多い。(うみのような目やに)	手洗い、手拭きは個人別にする。	要
溶連菌感染症	2～5日	発熱、頭痛、咽頭痛があり、その後細かい発疹が出る。莓舌・口角炎がある。発疹のあと皮膚がむける。	腎炎をおこすことがある。	要
手足口病	3～6日	手のひら、足の裏、口の中、膝、肘、お尻などに楕円形の紅斑や水疱ができる。	終生免疫ではないので何回でもかかる。	要
マイコプラズマ肺炎	2～3週	頭痛、発熱、全身がだるくなる。咳・たんが出て、胸部に不快感がある。		要
伝染性紅斑(りんご病)	4～14日	両頬に蝶が羽を広げたような紅斑と熱感がある。上肢・下肢にレース状、網目状の発疹が出ることもある。		
突発性発疹	9～10日	突然の高熱が2～3日続く。解熱に前後して細かい発疹が出て2～3日で消える。	熱が下がってから登園。	
ウィルス性胃腸炎	1～3日	鼻汁、咳、嘔吐、頻回の下痢。乳児は白色下痢便になりやすい。	脱水症状に注意する。下痢が止まってから登園。	
ヘルパンギーナ	3～6日	急に発熱し、のどが赤く水疱ができる。不機嫌、食欲不振になる。	熱が下がってから登園。	
伝染性膿痂疹(とびひ)	2～10日(長期の場合もある)	虫さされ、湿疹などをかきこわし広がる。かゆみが強い。	膿がつかないようにおおう。爪を短くし、かかない。感染力が強いので患部が乾燥してから登園。	
伝染性軟属腫(水いぼ)	2～7週	かゆみをともなう小さないぼ。かきながらうつしていく。		

※ 上記のほかの感染症についても「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)などにより、一定の期間が過ぎるまで登園できないことがあります。

※ 病気はかかってから治すよりかからないよう予防したいものですが、保育園などの小さな子どもの集団では大流行をおこす危険があります。このような病気を防ぐためにもお子さんの健康状態を見ながら予防接種を受けましょう。

※ 予防接種後は、ご家庭で安静にお過ごしください。



# 証 明 書

施設名 \_\_\_\_\_

児 童 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 歳)

上記のもの \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 下記のとおり

診断したことを証明いたします。

※ ○は、かかった病気です。

- |   |         |    |           |
|---|---------|----|-----------|
| 1 | インフルエンザ | 9  | 流行性角結膜炎   |
| 2 | 百日咳     | 10 | 溶連菌感染症    |
| 3 | 麻疹      | 11 | 手足口病      |
| 4 | 風疹      | 12 | マイコプラズマ肺炎 |
| 5 | 水痘      | 13 | その他       |
| 6 | 帯状疱疹    | (  | )         |
| 7 | 流行性耳下腺炎 |    |           |
| 8 | 咽頭結膜熱   |    |           |

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から登園可能と判断します。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関等の  
所在地

名 称

医 師 名

印

## ◆ 与薬について

保育園では原則として、くすりのお預かりや与薬を行っていません。お子さんの安全を第一に考え、慎重に対応していますので、ご理解ください。

例外として、溶連菌感染症のようにきちんと服用しなければ生涯にわたり後遺症が残ってしまう病気やアトピー性皮膚炎などのように経過が長引く病気の場合、または保育園でのケガによる場合には、保護者と園長との話し合いのもとに与薬を実施しています。

ご家庭では、以下のことを、必ずご確認ください。

- ① 主治医の診察を受けたときは、保育園への登園が可能かどうか、必ず聞いてください。
- ② 主治医には、お子さんが保育園に通園していることと、原則としてくすりの使用ができないことを伝え、1日3回飲ませるくすりは、“朝”“保育園から帰ってすぐ”“寝る前”の3回、または“朝”と“夜”の2回に処方していただけるかご相談ください。
- ③ お子さんのくすりは、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急時ややむを得ない理由で保護者が登園できないときは、保護者と保育園とで話し合いのうえ、信頼関係のもとで保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期すため「連絡票」に必要事項を記載していただき、くすりに添付して職員に手渡してください。なお、「連絡票」は保育園にあります。
- ④ くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。
- ⑤ 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、お預かりできません。
- ⑥ 持参するくすりについて
  - (1) 医師が処方したくすりには必ず「連絡票」と「薬剤情報提供書」を添付してください。
  - (2) 使用するくすりは1回ずつに分けて、当日分のみご持参ください。
  - (3) 器や袋にお子さんの名前を記載してください。

### くすりを預かる場合について

- ① ジップロックのようなチャックのできる袋または巾着袋にクラスと名前を記入してください。
- ② 連絡票と薬剤情報提供書を薬と一緒に袋に入れて手渡しで職員に渡してください。

＜外袋＞

_____組 氏名_____
----------------

＜中身＞

1. 連絡票
  2. 薬剤情報提供書
  3. クラス・氏名を記入したくすり
- ※くすりは1回分を入れてください。

くすり
_____組 氏名_____

連絡票（保護者記載用）

年 月 日

\*太枠線内を記入してください

保育園名 _____ 保育園	
保護者名 児童氏名 _____ ( _____ 組)	
病院名 _____	
病名（または症状） _____	
① 持参したくすり _____年 _____月 _____日に処方された _____日分のうちの本日分 ② くすりの形状（該当するものに○） 粉・液（シロップ）・外用薬（軟膏・点眼・座薬・シート）・その他（ _____ ） ③ くすりの内容 抗生物質 ・ 抗アレルギー剤 ・ 抗けいれん剤 保湿剤 ・ 虫よけシート ・ その他（ _____ ）	
④使用する時間 _____ 食前 _____ 食後 _____ その他具体的に（ _____ ）	
⑤使用方法（家での飲ませ方・塗る場所など） _____	
保 育 園 記 載	受領者サイン _____ 月 _____ 日 _____ 薬剤情報提供書コピー <input type="checkbox"/>
	与薬者サイン _____ 与薬時刻 _____ 月 _____ 日 _____ 午前・午後 _____ 時 _____ 分

..... 切り取り線 .....  
 .....  
 .....  
 .....

児童氏名 \_\_\_\_\_

保 育 園 記 載	受領者サイン _____ 月 _____ 日 _____
	与薬者サイン _____ 与薬時刻 _____ 月 _____ 日 _____ 午前・午後 _____ 時 _____ 分 実施状況など _____

- \*未記入の場合は与薬できません。
- \*園の諸事情により依頼どおりの与薬ができない場合もありますのでご了承ください。
- \*与薬については保護者の責任となりますのでご了承ください。

## 19 休日保育について

### ◆ 休日保育とは

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育園において、日曜日、国民の祝日等（以下「休日等」という。）に保育を行う事業です。保育内容は、通常保育と異なります。

### ◆ 実施保育園 朝霞市仲町保育園（450-7707）（場所等は168～171ページ参照）

### ◆ 実施日

日曜日、国民の祝日等 ※年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

### ◆ 利用できる児童

朝霞市内に住所があり、かつ、休日等に保護者の就労等で保育を必要とする事由（保育認定を受けている事由）に該当する、生後8か月以上で既に保育園等に在園している健康で集団保育が可能な児童。

※アレルギー等による除去食については、通常保育時と同様の対応ができない場合がありますので、事前にご相談ください。

### ◆ 定員 20人/1日 【定員内訳】 8か月～2歳児：9人 3～5歳児：11人

### ◆ 利用時間 午前9時00分～午後6時00分

### ◆ 利用料

3歳未満児 1日につき2,100円

3歳以上児 1日につき 260円（主食代35円を含む）

※年収360万円未満相当世帯または未就学児のうち第3子以降は副食費（225円/日）が免除されます。

※年齢は該当年度の4月1日時点を基準とします（39ページ参照）。

※事前に納付していただいた利用料は、市の事由により保育できない場合、または利用日の4日前までのキャンセル（朝霞市休日保育利用変更届の提出が必要です）による場合に限り、返金します。

### ◆ 申し込み方法

保育課窓口・郵送・FAXでのお申し込みができます。申し込みは先着順となりますので、あらかじめ仲町保育園に空き状況を確認し、仮予約してからお申し込みください。

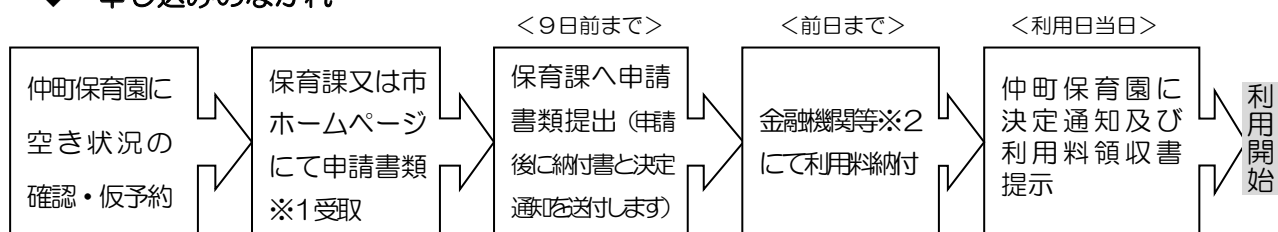
なお、休日保育を利用したい日の9日前（市役所が休みの場合は前開庁日）までにお申し込みください。

利用期間は、1回の申し込みあたり6か月の範囲内とし、年度を越えての申し込みはできません。

※休日保育につきましては、通常保育とは別に申し込みが必要となります。

※利用日当日、利用料領収書が提示されない場合は休日保育のご利用が出来ませんのでご了承ください。

### ◆ 申し込みのながれ



※1 ・朝霞市休日保育利用申込書  
・朝霞市休日保育利用勤務内容証明書  
又はその他保育の必要な事由が証明  
できる書類（診断書等）  
※有効期限おおむね3か月

※2 市指定金融機関（ゆうちょ銀行を  
除く）、支所・出張所、市役所出納室

## 20 病児保育について

現在朝霞市の公設保育園では実施していませんが、TMGあさか医療センター附属たまご保育園内で「病児保育室たまご」を実施しています。

**病児保育室たまご（080-3429-1171・朝霞市溝沼7丁目6番26号）**

### ◆ 病児保育とは

お子さんが、風邪などの軽い病気のため集団生活が困難で、保護者の勤務の都合により家庭で保育ができないときに、一時的にお預かり（保育・看護）します。

### ◆ 利用できる児童

次の①～③すべての項目に該当するお子さん

- ① 生後6か月から小学3年生までであること（朝霞市内に居住の方優先）
- ② 病気または病気の回復期であり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があるもので、集団保育が困難であること
- ③ 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等やむを得ない理由により家庭において保育が困難であること

### ◆ 定員

原則5名／1日

※ただし、感染症の状況によりお預かりできない場合は、この限りではありません。

### ◆ 利用できる日時・期間

利用日 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

保育時間 午前8時30分から午後6時まで（時間厳守）

※受付は午前8時からになります。

※ただし、利用中に病状が変化し、継続保育が困難なときは、お迎え、もしくは再診していただく場合があります。

利用期間 1回につき原則7日まで ※病状によっては、利用をお断りすることがあります。

### ◆ 利用料

お子さん1人につき、1日2,000円

（朝霞市在住者のみ 生活保護受給世帯・非課税世帯は無料。）

利用時に生活保護受給者証または世帯全員の非課税証明書をご持参ください。

ご持参がない場合は通常の利用料をいただきます。

※先払いとなります。必ずお釣りがないようにご用意ください。

### ◆ 昼食・おやつ

昼食、おやつ、飲み物等をご持参ください。

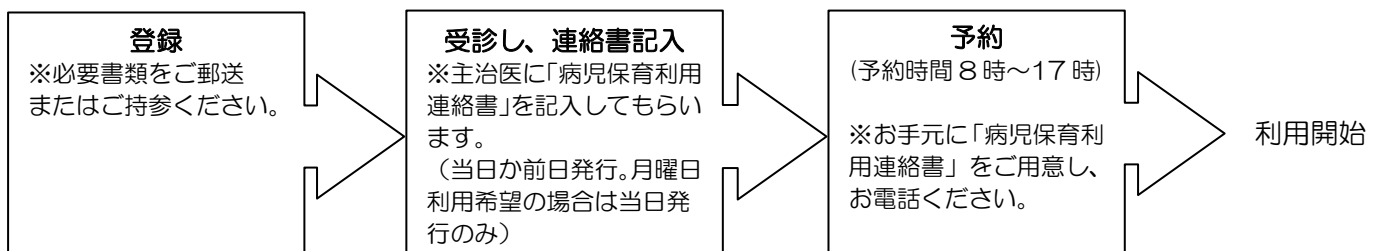
※アレルギーのお子さんを預けるときは、必ず申し出てください。

### ◆ 利用方法

ご利用には登録・予約が必要です。予約をキャンセルする場合は必ず連絡をしてください。

（利用当日8:30までにご連絡がない場合はキャンセル料をいただきます）

※利用の手引きや申し込み書類は、TMGあさか医療センターのホームページまたは朝霞市のホームページからダウンロードできます。予約は「病児保育室たまご」に直接連絡してください。



## 21 一時保育について

### 公営保育園での一時保育について

#### ◆ 一時保育とは

保護者の労働または病気等により家庭での保育が一時的に困難な児童を保育園でお預かりする事業で、利用する際の原因により非定型的保育・緊急保育・リフレッシュ保育の3つに分けられています。

#### ① 非定型的保育

保護者の労働、職業訓練、就学（趣味的なものは除く）などの理由により、断続的に家庭での保育が困難になる児童を対象にお預かりします。（最長6か月間）

※保育を必要とする事由が月64時間未満の方が対象となります。

※受付期間は、利用日（連続して利用する場合は利用開始日）の1か月前から2日前までとなります。

#### ② 緊急保育

保護者の病気、出産、看護、災害、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない理由により、緊急・一時的に家庭での保育が困難になる児童を対象にお預かりします。（最長1か月間）

※受付期間は、利用日（連続して利用する場合は利用開始日）の1か月前から2日前までとなります。

#### ③ リフレッシュ保育

保護者のリフレッシュ（美容室や買い物など）の理由により、月2回を限度にお預かりします。

※受付期間は、利用日（連続して利用する場合は利用開始日）の7日前から2日前までとなります。

#### ④ 実施保育園

朝霞市東朝霞保育園（048-461-6011）

朝霞市さくら保育園（048-469-7061）

※場所等は168～171ページ参照

#### ⑤ 利用できる児童

朝霞市内に住所があり、申し込みの時点で満1歳以上就学前までの健康で集団保育が可能な児童

※兄弟姉妹が保育園等に入所している児童は非定型的保育の利用はできません。

※満1歳以上であっても、離乳食が完了していない場合は利用できません。

#### ⑥ 定員

各園10人程度／1日

※受け入れ児童の年齢層によりお預かりできる人数は変わります。

#### ⑦ 利用時間

平日 午前8時30分～午後4時30分

土曜日 午前8時30分～午後4時30分（緊急保育のみ）

※お問い合わせ、お申し込みは午前9時00分～午後4時30分

※日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

#### ◆ 利用料

3歳未満児 1日につき2,100円

3歳以上児 1日につき2,035円（主食代35円を含む。）

※生活保護世帯及び前年度市民税非課税世帯については無料。ただし、主食代35円は有料。

※年齢は該当年度の4月1日を基準とします。（39ページ参照）

※利用料は利用日の朝、保育園に納入してください。

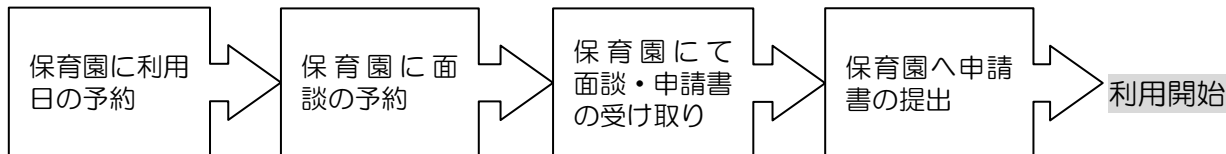
◆ **申し込み方法**

実施保育園へ直接お申し込みください。

実施保育園に備えてあります、一時保育事業利用申請書に必要な書類（保育の必要な事由が証明できる勤務内容証明書や診断書等）を添付して、原則として非定型的保育は利用日の1週間前まで、緊急保育・リフレッシュ保育は利用日の2日前までに提出してください。

※申請書はホームページからもダウンロードできます。

◆ **申し込みのながれ**



◆ **利用決定**

一時保育は先着順で利用決定をしています。なお、申請の内容および人数の関係で利用できない場合もあります。

**朝霞市仲町保育園（048-450-7707）**

◆ **利用できる児童** 朝霞市に住所があり、申し込みの時点で満1歳以上就学前までの健康で集団保育が可能な児童

◆ **定員** 20人／1日

◆ **利用時間** 平日 午前7時～午後7時まで  
土曜日 緊急保育のみ（午前8時30分～午後4時30分まで）※延長保育はありません。

※日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

◆ **利用料**

① 非定型的保育・緊急保育

3歳未満児 1日 2,100円      3歳以上児 1日 2,035円（主食代35円を含む）  
<延長料金>

・午前7時～午前8時まで      900円      ・午前8時～午前8時30分まで      450円  
・午後4時30分～午後5時まで      300円      ・午後5時～午後6時まで      900円  
・午後6時～午後7時まで      900円

② リフレッシュ保育

1時間      600円

<延長料金>

・午前7時～午前9時まで      900円      ・午後5時～午後7時まで      900円

※ 詳しい内容については園にお問い合わせください。

## 余裕活用型一時保育について

以下の保育園等では定員に欠員が出ている場合のみ、そのクラスに限定して一時保育を行います。

- ・あさかだいアンジュ保育園（048-485-8028）
- ・エルアンジュ（048-486-6463）
- ・フェリーチェ朝霞園（048-461-7747）
- ・プチアンジュ（048-458-0702）
- ・しらとり保育室（048-451-4630）
- ・元気キッズ朝霞根岸台園（048-451-5500）
- ・元気キッズあさかりードタウン園（048-423-8352）
- ・めぐみ保育室（048-465-6707）
- ・ひざおりしらとり保育室（048-463-7178）
- ・幸町しらとり保育室（048-423-6807）

※直接施設へお申し込みください。場所等は168～171ページ参照。

※利用料金等詳しい内容につきましては、各施設にお問い合わせください。

## 家庭保育室での一時保育について

一時保育を実施する朝霞市指定家庭保育室（市内）に補助金を交付しています。申し込みは、各家庭保育室へお問い合わせください。一時保育を実施する家庭保育室は、『朝霞市指定家庭保育室のご案内』に掲載しています。

### ◆ 補助対象

0～2歳児のお子さんで、保護者が以下の①～③のいずれかに該当する場合

- ① 月64時間未満の就労
- ② 病気・看護・冠婚葬祭など急を要する場合
- ③ 買い物・食事など在宅家庭のリフレッシュ

### ◆ 補助金額

30分あたり200円（上限 53,000円/月）



## 22 入所の前から保育園を活用していただくために

### 園庭開放（いっしょにあそぼう保育園で）

公設保育園（北朝霞保育園分園は除く）では、未就園児のお子さんも保育園で遊んでいただけるよう、毎月2回園庭を開放しています。

毎月の開放の内1回は『いっしょにあそぼう保育園で』として、園庭開放の他に、園内に製作やリズム遊びなども実施しています。保育園の見学も兼ねて、お近くの保育園へ是非お出かけください。

※晴れの日には12時まで園庭を開放しています。（雨の日には園庭開放は中止となります。）

#### ♪ 実施保育園 ♪

浜崎・東朝霞・溝沼・本町・根岸台・北朝霞（本園）・栄町・泉水・さくら・宮戸・仲町

※午前9時30分～11時（事前予約は必要ありません）

※駐車場は利用できません。車での来園はご遠慮ください。

#### ♪ 令和3年度実施予定日 ♪

月	園庭開放のみ	いっしょに遊ぼう保育園で	
			出張家庭児童相談室 実施保育園
時間	9:30～12:00	9:30～11:00	9:30～11:00
4月	15日（木）	20日（火）	栄町 さくら
5月	28日（金）	13日（木）	東朝霞 泉水
6月	22日（火）	10日（木）	本町 宮戸
7月	14日（水）	7日（水）	根岸台 浜崎
8月	24日（火）	20日（金）	仲町 溝沼
9月	16日（木）	7日（火）	栄町 北朝霞
10月	26日（火）	22日（金）	東朝霞 さくら
11月	24日（水）	10日（水）	本町 泉水
12月	10日（金）	7日（火）	根岸台 宮戸
1月	19日（水）	14日（金）	仲町 浜崎
2月	16日（水）	4日（金）	栄町 溝沼
3月	8日（火）	4日（金）	東朝霞 北朝霞

#### ♪ 出張家庭児童相談室 ♪

「いっしょにあそぼう保育園で」では、「出張家庭児童相談室」を併設しています。

この機会に「お子さんのことや家庭の問題で困っていること、心配なこと等」をお気軽に相談してください。

なお、月により出張する保育園が変わりますので、詳しくは広報あさか等をご覧ください。

# 子育て支援センター

保育園等に併設する子育て支援センター（以下の案内参照）では、子育て情報の提供・子育て親子の交流・育児相談など、地域子育て支援の中心として子育て家庭への支援を行っていますので、お気軽にご利用ください。

※事業の内容については、各施設にお問い合わせください。

※開所日・時間については、変更する場合がありますので各施設に確認のうえご利用ください。

<p style="text-align: center;"><b>子育て支援センター</b> <b>『ときわ』</b></p> <p>大山保育園内 朝霞市宮戸3-10-45 090-2769-6737 月～金曜日：9時30分～12時、 13時～16時30分 休所日：土・日曜日、祝日、年末年始 ・駐車場あります</p>	<p style="text-align: center;"><b>子育て支援センター</b> <b>『くれよん』</b></p> <p>朝霞しらこぼと保育園内 朝霞市田島2-4-11 048-456-1101 月～金曜日：9時30分～12時、 13時～16時 休所日：土・日曜日、祝日、年末年始 ※土曜は月に1回開所しています。 ・駐車場あります</p>	<p style="text-align: center;"><b>子育て支援センター</b> <b>『めだか』</b></p> <p>滝の根保育園内 朝霞市溝沼2-10-24 048-464-1255 月～土曜日：9時30分～12時、 13時～16時 休所日：土・日曜日、祝日、年末年始 ※土曜は月に1回開所しています。 ・駐車場あります</p>
<p style="text-align: center;"><b>子育て支援センター</b> <b>『ちきんえっく』</b></p> <p>朝霞どろんこ保育園内 朝霞市大字浜崎69-1 048-474-6137 月～土曜日：10時～12時 13時～16時 休所日：日曜日、祝日、年末年始</p>	<p style="text-align: center;"><b>子育て支援センター</b> <b>『さくらんぼ』</b></p> <p>仲町保育園内 朝霞市仲町2-4-31 048-450-7708 月～土曜日：9時～17時 休所日：日曜日、祝日、年末年始</p>	<p style="text-align: center;"><b>きたはら子育て支援センター</b> <b>『げんきっこ』</b></p> <p>きたはら児童館内 朝霞市北原2-8-11 048-476-8686 月～木、土・日曜日： 9時30分～17時30分 休所日：金曜日、祝日（5月5日を除く） 年末年始、5月6日</p>
<p style="text-align: center;"><b>さくら子育て支援センター</b> <b>『さくらっこ』</b></p> <p>さくら保育園内 朝霞市大字溝沼435-1 048-469-7065 月～土曜日：9時～17時 休所日：日曜日、祝日、年末年始</p> <p>子育て電話相談も行っています。 専用電話 048-467-4152</p>	<p style="text-align: center;"><b>子育て支援センター</b> <b>『おもちゃ図書館なかよしばあく』</b></p> <p>朝霞市障害児放課後児童クラブ内 朝霞市朝志ヶ丘1-4-2 048-474-7316 月～金曜日：10時～16時 休所日：土・日曜日、祝日、年末年始 （土曜日は月に1回不定期で開館）</p>	

※なお上記の支援センターと別に三原どろんこ保育園、仲町どろんこ保育園、第二あさかたんぽぽこども園、あさしがおかアンジュこども園で子育て相談等を実施しています。



